

午前10時2分 開会

議長（藪野 勤君） おはようございます。ただいまから平成11年第1回泉南市議会臨時会を開会いたします。

出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

なお、23番 稲留照雄議員からは欠席の届け出が、また21番 北出寧啓議員からは遅参の届け出が出ておりますので、報告いたしておきます。

本臨時会には、市長以下関係職員の出席を求めています。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において12番 真砂 満君、13番 和気 豊君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日7月12日から7月13日までの2日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日7月12日から7月13日までの2日間と決定いたしました。

次に、市長から開会に当たりあいさつのため発言を求めていますので、これを許可いたします。市長 向井通彦君。

市長（向井通彦君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、平成11年第1回泉南市議会臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、平素から本市の発展と市民生活の向上のため御尽力をいただいておりますことに対しまして、敬意を表しますとともに、厚くお礼申し上げます。

さて、今臨時議会には工事請負契約の締結についてなど議案4件と報告案件2件を御提案さしていただいておりますが、これらの議案につきましては、さきの第2回定例会に引き続きお願いをしているものでございます。

何とぞよろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

議長（藪野 勤君） 次に、日程第3、議会推薦議案第1号 泉南市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（藪野 勤君） お諮りいたします。本件の被推薦委員5名につきましては、私から指名したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって、これより指名いたします市議会推薦の泉南市農業委員会委員には

3番 辻 彌一郎 君

13番 和 気 豊 君

15番 上 野 健 二 君

17番 島 原 正 嗣 君

25番 巴 里 英 一 君

の以上5名の諸君を指名いたします。

さらに、お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました5名の諸君を市議会推薦の泉南市農業委員会委員に推薦することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました辻 彌一郎君、和気 豊君、上野健二君、島原正嗣君、巴里英一君の以上5名の諸君を泉南市農業委員会委員に推薦することに決しました。

この際お諮りいたします。本日これより上程予定の報告及び議案につきましては、いずれも会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって、本日これより上程予定の報告及び議案につ

きましては、いずれも委員会の付託を省略することに決しました。

次に、日程第4、報告第1号 専決処分の承認を求めるについて（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました報告第1号、専決処分の承認を求めるについて（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）御説明を申し上げます。

専決の理由でございますが、国におきまして、既に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正による育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限、並びに労働基準法の一部改正による休憩時間の一斉付与に関する特例がそれぞれ措置されたことに伴いまして、本市におきましても早急に所要の措置を講じる必要から専決処分を行ったものでございます。

改正の内容でございますが、任命権者は、小学校就学前の子を養育し、または日常生活を営むのに支障がある家族を介護する必要がある職員が請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜勤務をさせてはならないこととするものでございます。

また、小学校就学前の子を養育し、または日常生活を営むのに支障がある家族を介護する必要がある職員が請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1年の間に360時間、特例として女性職員につきましては平成11年7月1日から平成14年3月31日までの間は150時間を超えて時間外勤務をさせてはならないこととするものであります。

また、職員の休憩時間は一斉に与えなければならないものを、職務の特殊性または当該勤務部署の特殊な必要がある場合におきましては、任命権

者がその必要があると認めるときには、一斉に与えないことができるものとするものなどでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———小山君。

2番（小山広明君） 今、遠藤助役から専決理由が早急に本市でも措置をする必要からという、そういう説明があったんですが、これは当然議会の議決事項でございますから、早急にする必要と、こう言われておるんですけども、議会の議決を待つてするのが当然だと思うんですが、最近議会での審議未了の議案について、市の対応は簡単に専決をしとるというように私には思えるわけなんです。議会の審議ということからいえば、やはり議会の審議をして、そして行政を執行していくということからいえば、こういう専決ということは極力避けるという基本的姿勢がないといけないと思うんですが、その点で早急にする必要というのは一体どういう必要なのか。これが議会の議決を待つてやれなかったのか、そういうことについて御説明をいただきたいと思います。

それから、中身でございますけれども、この条例の制定によって、実際はどういうような内容の運用になっていくのか、そういう予測を示していただきたいと思います。

それから、男性と女性で時間が違うというのは、国の法律に倣うということはあるんでしょうけども、なぜこういう女性は時間が短いのか。むしろ女性の方が実際的にはそういう介護に当たる必要性というんか、やっている実態があると思うんですが、この辺の条例の中身の説明をいただきたいと思います。

それから、一斉に休憩時間を与えることになっておるのを判断でばらばらに与えることができるということで、これは労働者の立場からいえば、一斉に与えないといけないという、そういう交渉の長い経過があると思うんですけども、こういうことで労働者がばらばらに休憩がとられるということで、働く者の権利という点からいけばまず

いんではないかなと思うので、どういう判断でそういう措置をするのか、もう少し中身に入って御説明をいただきたいと思います。

以上、御答弁をいただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） まず、1点目でございますけれども、専決は極力避けるべきだということでございます。そういうことは当然だと思いますけれども、我々としても提案理由で申し上げておりますけれども、国におきましては、既に労働者に関する法律等が一部改正されております。それを受けまして、我々としても職員の勤務にすることですから、早急に改正すべく、また平成11年の7月1日に施行したいということの中で6月議会に提案をさしてもらったものでございます。そして、その対応を図ったわけでございますけれども、残念ながら6月議会では議決に至らなかったということでございます。

職員の勤務状況にかかわることでございますから、これ以上おくらすわけにはいかないということの中で専決処分を行ったものでございますので、よろしく御理解を賜りたいというふうに思います。

それと、女性について時間外勤務の時間が短いということでございますけれども、これは労基法の中での規定ということで、激変緩和ということで期間を定めて150時間という規定がございます。ですから、14年以降につきましては、男女同じ360時間になるということで、御理解を賜りたいというふうに思います。

それと、休憩時間の一斉付与ということでございますけれども、これにつきましては労働基準法では一斉に与えなければならないということがございます。ただ、官公庁については、その規定について一部適用除外ということもございますけれども、現実には官公庁につきましては、当該官公庁の特殊な必要性ということで、窓口業務等がございます。そういう関係で交代制により勤務をさせる必要があると。市民サービスの面からそういうことがございますので、こういう規定が設けられたというふうに判断をいたしておるところでございます。

今回、これを改正することについての予測でござ

いますけれども、現実として法改正後、今日までまだ職員の方からこういう状況——深夜勤務を免除してほしいとか、360時間について、女性職員からもそういう申し入れが現在ございません。

ただ、現実には市の方でも深夜勤務を行っている部分——災害等もありますし、即翌日までに事務処理をして報告しなければならない事務もございます。そういう関係で、今後とも深夜勤務等が出てくるということが予測されます。ですから、そういうことについては、こういう状況の中でやはり小学校就学以前または介護を必要とする家庭、そういう方については、当然必要なものになってくるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） この問題についても今の専決の問題では質問さしてもらったんですが、そのほかにも3月議会でも多くの議案を残しましたし、それから6月議会も多くの議案を残しております。これは議会として、我々は行政の出される議案について審議するというのは、一番重要な仕事でありますね。だから、専決がぼんぼんされたんでは、議会としても市民に対する責任からいっても大変大きな問題を持つわけで、この専決に対しての姿勢が甘いのではないかと。

でないと、もしこういうことがどうしても専決はできないんだということであれば、議案を上程しておるからもう勝手に議会がやってくれということが行政にあるのかもわかりませんが、やはりこれはどうしても審議をしていただきたいというようなアクションが当然行政から議会にもあつてしかるべきだと思うんですね。

3月議会であればもう議事録は配られておりますけれども、9時31分終了となつとるんですね。その後、行政にやっぱり専決はすべきでないという基本姿勢があれば、もう少しやはり行政から議会に対する働きかけも私は違ってくるんじゃないかなと思うんですね。

だから、いや審議未了になれば専決できるんだと、そういうことであれば、これは議会と行政という2つの機関を持つとるわけですから、やはり制度上も大変大きな問題を持つわけですから、

一概に議会が審議しなかったからというだけでは済まない問題が私はあると思うんですね。

行政は議会の承認を得て執行していくという当たり前のことをやっていかないといけないわけですから、そういう点でこの間の審議未了に対する市の対応を後で考えると、私は安易な専決に対する考えがあるのじゃないかと思しますので、その辺について、市長が専決の責任者ですから、市長の専決に対する姿勢をきちっとお述べいただきたいと思います。

それから、中身に入っただけの御答弁では、こういう対象はたくさんあるんじゃないかなと思いますね。女性で小学校就学前の子供を抱えておる方でやっぱり必要になってくることは十分考えられる。しかし、この制度ができればどんどんこういう制度を利用して行くわけですから、当然穴が抜ければそれに対応することも考えないといけないわけですから、市の財政に与える影響なんかもこれは当然あるわけですから、そういう点での予測は一応お答えをいただきたいと思います。

それと、市の窓口業務では、市民の立場に立てば一斉に与えられないということで、それはよくわかります。だから、その点で働く者はやはり一斉に休憩を与えてもらわないといけないというのが、やっぱり長い労使間で1つの形を持ってきとると思うんで、そういう点での配慮をどういうふうにされておられるのか。市民サービスはもちろんしないといけない面はあるとしても、やっぱり働く人たちの権利、状況というものを十分理解したそういう整合を図らないといけないと思うので、そういう点ではそういうばらばらに休憩をとらすというときの基準、考え方、そういうことももう少し明確に言っていただきたいと思います。

先ほど専決の方で早くというのは、これは6月にしか出せなかったのかどうかですね。3月に出不せない——そういう国の決め方の中で、日にち的なことはどうであったのかですね。そこもちょっと触れておいていただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 専決に対する考え方の御質問でございますけれども、当然議員言われますように、我々議案として上程をさせていただいている

わけでございますから、御審議をいただいて可否判断をしていただくというのが原則でございます。ただ、いろんな事情によってそれが未了になるということもあり得るわけございまして、その場合に議案それぞれによって一定の判断をせざるを得ない場合も生じてくるというふうに考えております。

特に行政は日々動いておりますし、いろんな事業でありますとか、あるいは市民サービスにかかわる問題、今回は職員の勤務にかかわる問題でございますので、できるだけ早急に一定の判断をしないといけないというものが生じてきた場合には、専決をさせていただいております。

本来事前に議決をいただくというのが原則であるというのは十分承知をいたしておりますけれども、やむを得ない場合に限ってそういう措置を認められておりますし、させていただいているということでございます。こういうことができるだけ少なくなるように、我々行政としても今後努めていくように努力をしたいというふうに思います。議長（藪野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） この条例が施行されることよっての市の財政への影響、それと昼間の窓口業務に関する労使への配慮ですね。それと、6月しか出せなかったのかということでございませけれども、これは深夜勤務等が360時間の超過勤務でございますから、当然その課、課の中で事務処理を行っておりますから、その中でそういう職員がおれば、他の職員の中で弾力的に業務に対応していただくという形をとってまいりたいということでございますから、財政に対して余り大きな——金額的にちょっと積算はいたしておりますけれども——出てこないんじゃないかなというふうに考えております。

それと、窓口業務の関係ですけれども、これについては当然一斉に与えるのが原則であります。ただ、その中で市民サービスという関係の中で昼窓の業務を行っているわけでございますけれども、当然これを行うについては、労働組合との協議は十分行った中で、理解を求めた中でそういう昼窓に対応しておりますから、今後も昼窓等がありましたら、その辺を十分配慮して、労働組合の意見

も聞いた中でそれは対応していくというふうを考えております。

それと、今回の条例改正は、6月にまず提案さしていただいたんですけども、改正されて国から来たのが2月だったんですね。ですから、3月議会に出せたら一番よかったんですけども、実際それからのうちの条例改正作業とかがございまして、3月の議案の締め切りもあったということの中で、早い議会に出さないかんとということで6月になってしまったというのが実情でございますので、これがタイムリミットではないかなということで、今回専決さしていただいたということでございますので、よろしく御理解をお願いしたいと思っております。

議長（藪野 勤君） 小山君に申し上げます。議案に沿っての簡潔なる質問をお願いしたいと思います。関連的な質問は、他の場でまたやっていただきたいと思いますので、よろしく御理解を賜りたい。小山君。

2番（小山広明君） 議長にそう一方的な判断をされると困るんですが、私も関係が大いにあるということで質問しとるわけですから、中身に入っでの評価はやめていただきたいと思うんですね。

市長から専決についての基本的な考えが示されて、この間専決が大変多いわけですから、これはきちっと押さえておかないと、我々議会としても市民に責任を果たす面からいえば、大変憂慮すべき問題だと思います。

市長が本当に議会の審議をちゃんと受けて、予算を執行していくという基本姿勢であるならば、今回2回も——専決報告をしたものがまた未了になって、それはもう議会に一切出てこないという状態があるわけですね、異常な状態が。これは大変珍しいわけなんです、この案件については、全く議会の審議なしにあなた方は執行していくと。2制度あるわけですから、僕は議会の立場を無視したあり方だと思いますね。

それは何もなくていいなんていう法律はどこにもないわけですから、専決をどうしてもしなければならぬときに専決をして、次の議会には報告し、承認を得なければならぬと、こうなっているものが、報告議案を出してそれが審議未了に

なれば、もう報告も承認も得なくて執行されていくということになったら、私はこれほど議会軽視はないと思うんですね。そういう点で市長、やはり専決に対する甘さがあるんじゃないかなと。

先ほども言いましたように、9時半に議会が終了して、その後何の審議もなしに時間切れで終わってるんです。その結果、審議未了になっとなるわけですね。もちろんそれは議会にも責任があります。しかし、文献の中でも、議会にそういう問題があるとしても、報告、承認を得なければならぬという地方自治の本旨からいえば、再度報告し、承認を求めるべきであるという、こういう明確な1つの解釈というんか、説もあるわけですね。これは議会の立場からいえば重要な1つの考え方だと思うんですね。

一方、一遍報告したんだから、もう再度報告しなくていいという見解もあります。これは行政の側に立った見解だと私は思います。そういう点で市長がとりわけ議会と車の両輪——議会を大事にする、審議を大事にするというのであれば、報告し、承認しておらないという問題については、審議未了の場合には、きちっとやはり議会に出すということがなければ、我々は市民から負託された行政の議案についての審議権が審議できないわけですから、これは至って重要な問題なんですね。

そういうことについて、市長がなぜ今回の臨時会に6月議会で審議未了になったすべての議案を報告し、承認を求める行為をしなかったのかというのは大きな問題なんで、その点についてだけはお答えをいただきたいと思っております。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 市長におきまして専決処分をした案件を議会に送付いたしまして、議案として提出、その承認を求めてきたわけでございます。市長においてとるべき手続の要件ですね。この場合、自治法の第179条の第3項の要件でございますけども、すなわち専決処分について、市長は次の議会においてこれを議会に報告し、その承認を得るでなしに、求めなければならぬという表現でございます。

だから、「得る」でなしに、「求めなければならぬ」ということで、今回この要件をすべて充

足しておるわけでございまして、その後は議会の会期中の問題であるということで、また専決処分そのものの性格からしまして、審議未了となった場合でも再提出する必要はないものと考えているものでございます。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 質問じゃなしに、私も2つの見解を言ったでしょう。求めなければならないという至って議会の立場に立った見解と、あなたが今言ったのは行政の——2つの考え方があるわけですね。これは考え方なんですよ。自治法では、報告し、承認を求めなければならない。僕は同じだと思うんですね。承認を求めなければならない——承認してないわけですから、報告も受けてないわけですから、それをそのままあなた方は議会の議決事項を執行していくわけですよ。だから、議会のそういういろんな動きの中で審議未了になるというのも、あなた方は尊重しないとイケないと思うんですね。ただ、議会が勝手に審議未了にしたわけじゃないんですよ。あなた方の質疑のやりとりの中で、そういうことが生じるわけですね。

そういうことになれば、もう二度と議会にそういう報告も承認を求めない行為もしないということになれば、議会の議決事項が一切議会で審議されずにあなた方が執行していくということになるんですよ。そこまではちゃんと法律には書いてないわけですから、それはあなた方の姿勢の問題じゃないですか、議会に対する。

一方的な2つの説が明確にある、あなた方の行政が書いている本ですよ。本の中に2つの明確な解釈があるわけですね。そのどちらをとるかというのは、市長の明確な姿勢じゃないですか。あなた方の「新地方自治法講座7 執行機関」ということで、これはあなた方のバイブルにしておる1つの解説書なんです。その中に「未決の場合の長の処置」ということで、「決定すべき事件を長が専決処分したのであるから、長から承認を求められて審議未了とするのは議会の監督権の放棄」であると、審議未了はね。「職務の遂行に欠けるものがあると考えられるが、であるからといって、この場合にも長の責任を明らかにするという目的を果たしていないことには変わりはない。」と。

そういう報告し、承認を求めるといことがされておらないということには変わりはないと。「したがって、「審議未了に終わった場合は、長の責任を明らかにするために更に次の議会に提出してその承認を求めべきであろう。」と、これは藤井さんという方が言っているというふうに、ちゃんと併記して2つの解釈が書いてあるわけですから、何もそれは物理的にもそういうことを今回の議会に報告し、承認を求めるとい行為をしても、何ら問題がないんじゃないんですか。

それをあえてあなた方はしないということは、専決に対して市長が安易に考えておる。市長の言う議会と行政は車の両輪だという——議会を全く無視した行為であると私は言わざるを得ないと思うんですね。

そういう点で市長、どうなんですか。2つの見解があって、ちゃんとこれは報告し、承認を求めない行為をしてないわけですから、そのことは完結してないわけですから、それは当然次の議会に同じ報告をし、承認を求めるとい行為をするというのは当たり前常識じゃないですか。でない、この件に関して我々は、全く審議なしにあなた方が勝手にやってるといことになるんですよ。あなたの責任だということに終わらないですよ、これは。市民がその影響を受けるわけですから。

そういう結果的に悪い影響を与えないために議会というのがあるわけですからね。悪かったら後で責任をとったらいいんだと、そんなことで済む問題じゃないですよ。だから、そういう点であなたの解釈は、一方的なあなた方の立場だけを説明するあり方は問題だと。こういう点について市長、どうなんですか。市長が答弁してください、この件について。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 今回のその問題につきまして、やはり2点、議員御指摘のように、条文上の規定と専決処分そのもののこの2点があるんじゃないかと思ひます。

第1点につきましては先ほど申しましたけども、明確に次の議会と規定してございまして、その次の議会とは、当該専決処分を行った後に開かれる最初の議会の意であるということ、この中には

臨時議会も含まれるということでございます。

そして、その専決処分の承認しなかった場合の効力の問題でございますけども、条文では先ほど申しましたように承認を求めなければならないとされてございまして、承認を得なければならないとなっていないという判断でございます。

これは、例えば地方税法第423条、固定資産評価審査委員会の設置、選任等でございますが、その第6項、「市町村長は補欠の委員を選任した場合には、選任後最初の議会においてその選任について事後の承認を得なければならない。この場合において事後の承認を得ることができないときは、市町村長は、その委員を罷免しなければならない。」というふうに明記してございまして、明確に得る場合と求めるということで区別してございまして、議員御指摘の点は条文からは読み取れないということで、御理解をお願いしたいということでございます。

議長（藪野 勤君） ほかにございせんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。——
——小山君。

2番（小山広明君） 報告第1号の専決処分の承認を求めるについての案件に反対の立場で討論をさせていただきますと思います。

市長の姿勢が、今の議論の中でもありますように、議会という審議機関を軽視した市長の専決態度は、到底認めることはできません。地方自治法には明確に報告をし、承認を求めなければならないと、こうなっておるわけですから、それをどう解釈するかというのは、さまざまな解釈があることは当然であります。

法律は基本的なことを決めたわけでありまして、それを運用するに当たっては、その運用する人たちの姿勢ということが如実にあらわれる問題であります。憲法においても、解釈において大きな議論があるわけでありまして。

我々の泉南市議会が行政と議会は車の両輪であるという中で進めてきたことは、皆さんも御存じのことです。そういう点からいえば、市がやろうとすることについては、議会に十分な審議時間を与え、審議の機会を与えて、その声を待つ

て執行することは当然であります。しかし、学説にも2つの見方があるにもかかわらず、その一方的な見方を市の立場としてやる姿勢は、とても議事を大事にした姿勢とは私は思いません。そういう基本的な市の姿勢がこの提案については大きな問題であります。

さきに行われました議会においても、専決をしたことが後で承認をされなかった問題もあります。この問題も専決すれば当然市と第三者との契約という条項もあるわけですから、それが無効になることはないとしても、議会との関係では、それは法を満たしておらないわけでありまして。当然、そのことで議会としては承認しない問題については、行政の執行を認めないという意思表示でありますから……（東 重弘君「議案に対する討論をやれよ」と呼ぶ）議案に対する討論をしておりますよ。ちゃんと聞いておいてください。

議長（藪野 勤君） 私語をしないように。

2番（小山広明君） そういうことで、市の議会に対する姿勢というのは、私は大いに問題があると思います。そういう点でこの報告案件には反対をいたしますので、よろしく願いいたします。

議長（藪野 勤君） ほかにございせんか。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより報告第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藪野 勤君） 起立多数であります。よって報告第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第5、報告第2号 専決処分の承認を求めるについて（介護認定審査会の共同設置に関する協議について）を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました報告第2号、介護認定審査会の共同設置に関する協議について専決処分をいたしましたので、その概

要を御説明申し上げます。

7ページでございます。専決理由についてでございますが、介護保険法第27条の要介護認定及び同法第32条の要支援認定に係る審査判定業務を行う介護認定審査会を阪南市、泉南市及び岬町と共同して設置するに当たりまして、平成11年7月1日をもって規約を定めるため協議を行う必要があったことから、専決処分をしたものでございます。

また、共同設置によりまして、将来的に勘案されます認定申請件数の増加に対応し、2市1町エリア内での認定審査の公平性が確保される等のメリットがあると考えているところでございます。

以上、簡単でございますが、御説明とさせていただきます。どうかよろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———小山君。

2番（小山広明君） 岬町、阪南市、泉南市で共同で介護の認定をするという提案であります。こういう形で共同でやるということに至った経過について詳しく御説明をいただきたいと思っております。

それから、提案の中で委員160人以内という委員の定数もあるわけなんです。これは各市町長が協議により定めるものについてということなので、この160人についての選び方について、ひとつ御説明をいただきたいと思っております。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） まず、この介護認定審査会の共同設置に関する分についての経過について御説明申し上げます。

なぜ、2市1町がこの介護認定審査の事務について共同設置をするかということについてでございますけれども、これにつきましては以前から、実はこの介護認定審査業務につきましては、当初は市独自で、単独で行うということも考えておりました。しかしながら、実は岬町の方でスタッフの確保が難しいという、要するに医師とかそういったスタッフの確保が難しいということがございまして、何とか共同設置できないかということも議論に上りました。そういったことから、我々としても実際ある程度広域にする方が、今後認

定業務につきましてもある程度公平性を保てるのではないかといった、そういった判断もございまして、この2市1町の共同設置について検討してきたということでございます。

そして、この検討につきましては、3月ぐらいから実は協議を開始したわけでございます。そういった中で今回、阪南、泉南、岬で介護認定業務について2市1町でやっていこうということになりまして、今回この分について専決ささせていただいたところでございます。

それと、この認定審査会の委員の定数でございますけれども、これはあくまでも我々としては現在この160人以内という定数を定めておりますけれども、これにつきましては、今後泉南市あるいは阪南市、岬町、こういった中で認定審査件数がどれぐらい出てくるかということ、それをある程度想定いたしまして、そしてこの委員の定数を160人以内という形で定めたものでございます。ただ、我々が現在想定いたしておりますのは、この認定審査会については、大体100人ぐらいで一応定数を考えていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） そうすると、岬町の都合でこういう共同で認定業務をするということだという説明でした。

これは共同であることのメリットと、やっぱり市単独でやることのメリットという問題があると思うんですね。この介護保険というのは、我々が聞いとるところによれば、市町村ごとに格差が出てくると、そういうように言われて、この介護保険というのは至って今まで平均的に行政が行ってきたことに対して、介護保険については市町村の特徴が出てくるということが言われておりますね。そういう点で共同でやることによって、そういうお互いの責任とか特徴というのが見えにくくなるんじゃないかなと、そういう感じがします。

この介護認定と実際の介護保険の制度実施とは関係が明確にあるのか、介護サービスは全く違うんだよと。介護認定は広域的にやるけども、泉南市ではホームヘルパーが週に3回来るところを阪

南市ではこれだけだとか、そういう差は実際介護サービスの中で出てくるのかどうかですね。そういう市民が受けるサービスについて、共同で認定業務をやることについての関連性について御説明いただきたいと思います。

それから、160人以内を100人ぐらいにするというお話でしたが、この人数というのはどういう基準で決まっていくのか。恐らく認定ですから、専門家がかかわっていくと思いますね。今もちょっとありましたように、医師の方の問題も岬町であったように、そういう点でこの人数の基準というのは、100人からの委員があると、これはどういうふうに協議していくのかわかりませんが、そういう点での人数の基準なんかはどういう形で決めていらっしゃるのかを御説明いただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） まず、介護認定業務でございますけれども、実際にこの認定の事務を行う上につきましては、1次判定、これにつきましては、あくまでも国が統一的にマニュアルというのを出してあります。そういった中で各個人の申請者に対して認定をしていきますので、各市町村間で認定についてそういった差が出るということは、我々としては考えておりません。

ただ、そこで後個人的に2次判定に移るときには、かかりつけ医というんですか。お医者さんの意見等も聞きますので、そういった中で介護認定がされていくということでございます。

それと、次にこの160人の定数の件でございますけれども、これは1回の介護認定審査会を開いていただくのを1班としますと、大体5人を1班編成に考えております。そして、大体1カ月に20日を想定いたしております。そうしましたら、大体出てきていただくスタッフのお医者さんとかそういった方については、月に1回出てきていただければ大体いけるということも想定いたしまして、1班5人、そして1カ月に20日ということで今のところ100人という想定をいたしております。

以上でございます。

〔小山広明君「介護サービスは、それ言うてよ」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 申しわけございません。介護サービスの市町村間の差というところでございますけれども、介護認定されますと、当然介護度1とかあるいは5とか、あるいは要支援といった形で、限度額というのが、点が決められます。その中で一応モデル的に介護サービスが受けられる——例えばホームヘルプサービスであるとか、週に何回とか、そういった形で決められております。

それにつきましては、家族あるいはその申請者、そういった方々と相談しながら、このサービスをどうして受けるかということを検討していくわけでございますが、この介護1とか介護2、そういったところにはある程度基本的に受けられるというサービス量が決まっておりますので、そういったところで差というのは各市町村間には余りないものと、そういうふうに考えております。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 結局は認定業務は共同でやると。介護保険の事業そのものは各自治体で独立してやるわけでしょう。だから、全国的にはそういうサービスも共同でやるというようなところもあるわけですね。

そういう点で共同で認定をやるのが、各自治体での個々の取り組みに、市独自で認定をやる場合と共同でやる場合とは全く差がないと。やはりこの介護保険の趣旨である市町村ごとの特徴が出てくるという、そういう構造にあると。

そういうことであるから、そういう共同で認定することが、各市町村の介護サービスをするについて何ら影響がないと、こういう理解でいいんですね。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 認定業務についてはそのように理解しております。

議長（藪野 勤君） ほかにございませんか。——和気君。

13番（和気 豊君） 非常にさらっとした、具体的に運営にかかわる——特に10月からこの認

定作業はやられるわけですが、議会で審議する機会というのは、もうこの議会をおいてはないというふうに思うんですが、そういう点で少し立ち入ってお聞きをしたいというふうに思うんです。

その点では、極めてさらっと書かれていると。通常、規約とか条例を提案される場合には、例えばこの12条でうたわれているように、いわゆる阪南市の規則で定めると。これはこれでいいと思うんですが、せめて定めるであろう規則案ですね。こういうものは、結局運営にかかってこういう規則は出てくるわけですから、その運営の詳細、あり方については、我々は事前にやっぱり周知をさせていただいて、そして論議をさせていただき、これがあり方だろうというふうに思うんですよ、議会の。

専決権はさておいても、これは当然のあり方だろうというふうに思うんですが、そういう点ではこういう規則は出ていない。いわゆる事務分掌条例とかそういうものは、きょう資料としてお出しになっておりますが、しかし肝心の規則ですね。これを受けた規則です。これについては出ていないと。

そういう点では、例えば審査委員はどのような方が適格者なのか、どのような立場の人、どのような能力をお持ちの人、どのような識見をお持ちの人、どのような人の中から選ぶのか、こういうことすらこの13条までの条文では明記されてないわけですね。ないわけですよ、どこにも。普通こういう案を提案される場合、審査委員そのものを選び、そしてその委員会をつくるということなんですから、その委員会を構成する委員がどのような立場の人なのか、せめてそれぐらいは明らかにする必要があるんじゃないか。

そういうことになれば、どこかなというふうに見てまいりますと、なるほど12条に規則はあるなど、こういうことになるわけですが、その規則さえお出しいただいていないと。こういうことで、余りにも議会に対して不親切だし、これから介護という大変な、対象者にとっては個々の人権にかかわる大きな問題を余りにもさらっと不親切に提案されているんじゃないかというふうに思います。そういう点でお聞かせをいただきたい。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 議員御指摘の第12条に「認定審査会の運営に関し必要な事項は、阪南市の規則で定める。」と、こういうふうにならされております。この分については、実は現在この規則につきましては、担当者の方で協議中でありまして、現在のところまだこの規則についてはでき上がっておりません。そして、この分につきましては、審査会がスタートするまでには定めるというふうな形で、現在事務を進めておるわけでございます。

ただ、我々としまして、この規則の中で具体的に定める項目というのがありまして、例えば審査会におきます合議体——合議体といいますのは、先ほど小山議員の質問の中でもお答えしました。要するに班別、1班5人としたその分を合議体というんですけれども、その数を一体どれぐらいにするのかとか、あるいはその合議体の定数であるとか、あるいはこの事務を行う庶務の担当課ですね。これは阪南市の方に幹事市をお願いしてるんですけれども、阪南市の庶務を担当する担当課はどこになるとか、そういったことを今後この規則の中に定めていきたいと、このように考えております。

これからこの分について協議を重ねていきまして、こちらでちょっと情報をつかんでいるのは、一応この規則については8月1日ぐらいの施行で現在考えていると、こういうふうに聞いております。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） ちょっとよくわからんですが、これは実際共同設置する審査委員会のいわば施行条例ですよ。これには当然施行規則というものがついてくる。どういうふうな運営をされるのか、果たしてその運営の中身で十分に——対象者であるお年寄りの介護の将来が決まるわけですから、そういう運営のあり方で、個々の介護のあり方まで立ち入って決める審査の中身がわからないままで果たしていいんだろうか、こういうふうに思うんですよ。施行規則というのは、当然施行条例にはついてくるわけですから。これがまだ決まっていない、一体何を審議させるんですか、我々に。

議長、これはちょっと、いわゆる通常の議会では、そういうちゃんと施行規則まで具備して我々に審議を仰がれるわけですね。出ていないということについては、ちょっと——ちょっとどころか、行政として大変な手落ちではないかというふうに思うんですよ。これはどういうふうに考えたらいいんでしょうか。

例えば、今この運営について極めて全国的に問題になってるんです。いわゆる対象者をどの程度の時間で審査をするのか、こういうことがね。4月19日に医療保険福祉審議会保健福祉部会というのが厚生省から諮問を受けて答申をお出しになってるんですね。これでは1次審査と2次審査の間に極めて不整合がある。中には20数%不整合がある結果が出ているということで、1次審査をそのままのみにするような2次判定は、これは考えなければならない、5分間というような審査では余りにも不十分だと、こういうことになっているわけですね。

そして、この5分というふうな時間を1つのマニュアルで決めた厚生省の場合は、この2回目の審議会の結論が出る前におおむね5分というふうな審査時間が設定されてるわけですが、これを受けてからはまだ一切結論が出てないんです、この答申を受けてからは。そういうふうな状況なんですね。

これも中身を聞きますが、この運営については、結局審査がどれぐらいの時間で1人当たり保障されているのか、2次判定が。これは5分だろうというふうに思うんですが、その辺もあわせて——私はまずその問題に立ち入る前に、そういう非常に運営にかかわって重要な点が我々に審議に付されない、この問題についてどうしてもはっきりさしときたいし、議長にも御意見を賜りたい。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） この12条の規則の委任の項でございますが、これにつきましては先ほども申し上げましたとおり、この規則については現在協議中でございますが、そしてその協議中の規則の内容について、先ほど御説明させていただいたとおり、その審査会に置く合議体の数とか、あるいは合議体の定数であり

ますとか、そういったものについてこの規則で決めていくということでございます。そして、あと阪南市の庶務の担当の課とか、そういったことがこの規則の中で定められると、このようになっております。

そして、その分につきましては、また成案ができあがった段階で、関係の例えば民生常任協議会の方にそれを示していきたいと、このように考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

それと、あとこの認定審査会の……（和気 豊君「そのことは後でやろう」と呼ぶ）よろしいですか。（和気 豊君「例に出しただけやから」と呼ぶ）

議長（藪野 勤君） 先ほどの和気議員の議長に対する質疑でございますけれども、本議案の提案者は市長でございますが、議長としての見解を申し上げるわけにはまいりません。議員としての所見はございまして、本会議場でございますので、その点ご了承賜りたい。和気君。

13番（和気 豊君） 本会議での審議のあり方ですから、そのあり方を最も——意見を統括されてその不備のあり方を問題にされるのは議長だと、こういう立場で私は議長に御意見を求めたわけですが、非常に手落ちのある審議をさしている。当然議会を代表する長として物を言っていたかなければならないことだというふうに思いますので、議長にあえて聞かしていただいたわけでありますが、御答弁ないということでありまして、続けて中身に入っていきたいと思うんですが、非常にそれは不満です。それは言っておきます。

それで、今160人、実際上は100人で行くんだと、当面はね。こういうふうに言われたんですが、この100人の体制で大体対象者ですね。認定を受けられる対象者は一体どれぐらい申請があるのか。そして、この100人体制でそれが処理できるのかどうか。そして、その処理には大体どれぐらいの1人当たりの2次判定の時間を確保されているのか。その辺は規則はないので、本来は規則でうたわなければならないことなんですが、規則はない、こういう不十分な審議を余儀なくさしているわけで、その辺は明確に、できればこの

点については数字的な問題なんで、答弁のやりとりということではなくて、資料をお出しいただきたい。議長、せめて資料ぐらいいは、その点で審議しやすいように資料提出を求めたいというふうに思います。

議長（藪野 勤君） ただいまの和気議員の資料請求でございますが、これに対しまして理事者側は直ちに用意できる状況でございますか。——
—谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） この共同設置に係る検討事項というところで、6月の定例会以前の常任委員協議会の方にはこの資料というのは提出さしていただいております。

〔和気 豊君「常任委員会は——議会全体には出てない。出しなさい」と呼ぶ〕

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） そうしましたら、各2市1町のこれからの今後の見込み数とかいう資料がございますので、至急出させていただきます。

議長（藪野 勤君） 暫時休憩いたします。

午前11時 4分 休憩

午前11時13分 再開

議長（藪野 勤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 貴重な時間をいただきましてまことにありがとうございます。

先ほど御質問のございました合議体の数の問題でございます。これにつきましては、ただいま1枚物A4のコピーで皆様のお手元に配付したとおりでございます。一番上の審査件数関係というところで、平成12年の人口推計から各3団体の高齢人口でありますとか、あるいは要介護者でありますとか、申請件数、この辺を想定いたしまして、そして右端に合議体数、これを計算いたしました。そして、そのうち泉南市が70、それから阪南市が63、岬町が34、この合計が166合議体、これで今後この介護認定審査会を行っていくということでございます。

ただ、これにつきましては、あくまでもこの申請件数の分で1回大体24件を想定いたしており

ますので、その24件で割った数が一応各団体で、要するにこれぐらいの5人の班編成の数がほしいであろうという数字を想定いたしております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） ちょっともうひとつこれだけではよくわからないんですが、1合議体が結局24人の人を審査をすると。大体この1,673の申請件数を処理できると、こういうふうになるということなんですが、それじゃ、いわゆる委員の160人との兼ね合いですね。1合議体がどれだけの人数構成になるのか。それから、先ほど質問したことにまだお答えになってないんですが、1合議体が24人を審査する。そうすれば、大体1回の審査時間はどれぐらいになって、1人当たりがどれぐらいになるのか。聞いたことをちゃんと言うてくださいよ。そういうことを資料で示してくれないと、規則はないわけだから、本来規則にうたって我々に示さなければならぬ規則が示されてないんですから、せめて資料は口頭で言うんではなくて、書いたものでお示しをいただきたいということで聞いているわけですから、聞いたことには即ちゃんと答えてください。メモもしてるんやから。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 審査会の所要時間とか、そういった運営の方法でございますが、審査会につきましては、大体1回当たり2時間を想定いたしております。そうして、1人約5分間の審査という時間になっておまして、それで24人を1回当たり想定いたしておるところです。ですから、24人掛ける1人当たり5分ということで120分、すなわち2時間をこの審査会の所要時間と、そういうふうに想定いたしておるところでございます。

それと、先ほど言いました100人につきましては、1回5人、そして1カ月に20回、すなわち1週間に5回、そして4週の20回という計算で先ほど言いました100人という形で認定審査委員の当面の定数というんですか、動き出す数としては100人を考えているというところがございます。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 1合議体については5人でということで、2時間かかって24人を平均消化していく、1人当たり5分ぐらいだと、こういうことなんです、例えば泉南市でモデルケースで1次判定と2次判定をやらせて、9人ぐらいの誤差があったというふうに聞いてるんですが、その誤差があった場合の審議時間ですね。通常はスムーズに5分でいけるでしょうけれども、いわゆる1次判定ね。コンピューターに主に身体的な特徴だけを入力したその部分と、あと医療機関の意見なんかが付された——それを付して審議しなければならないいわゆる2次判定ですね。それとの間のいわゆる誤差ですね。これが10%近く、9.3%あったと、こういうふうに聞いておるんですが、その辺の審査は果たして5分でいけるんであるうかと。

先ほど紹介しましたように、厚生大臣の諮問機関でも、5分ではこれだけ誤差が多いんだから十分にそれは対応できないと、こういう答申を出してるんですよ。それを受けてからは、まだ厚生省の方は結論を出してありませんが、これはもう圧倒的な声になってるんですよ。各自治体でも5分では無理だと、こういう不安の声が出ているわけですね。

ところが、提案はこういうことになっている。何か5分でいけない場合の手当てというようなことは、その時点でのことですが、できない場合は特別に考えている。これは規約外のことですから、ここで決めても将来そういうふうになった場合には、うまくいかない場合にはもっと時間をふやしていきますよと。実際160人見ているわけですから、しかし、100人で対応していくんだと、現実には、160人まで採れるわけですから、足らず分はその合議体の数をもっとふやしていくと、こういうことで対応されるのかどうか、あるいはそのほか具体的な処理を考えておられるのかどうか、お示しをいただきたい。

議長（藪野 勤君） 岩本介護保険課長。

健康福祉部介護保険課長（岩本正美君） 昨年実施いたしましたモデル事業では、約30分程度かかった内容のものもございます。私ども一応10

0合議体で審査いたしましたら、2,400件ぐらいいしか認定審査はできません。といいますのは、100合議体で1合議体当たり24で2,400件の処理しかできない状況でありますので、11月以降12月になりましたら、その申請件数に見合うだけの——1日1回となっておりますが、1日に2チーム同時に回すとか、3チーム同時に審査会を開くとかいうことで対応してまいりたいと考えております。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 実際30分かかるといふうなケースもできてくるわけですね。そしたら、24件をやるわけですから、その中で1人ないし2人ですね。そういうように1次判定と2次判定に違いのある人が出てきたら、もう到底間尺に合わない。

回数をふやすということなんです、そこで問題になるのは、この委員さんの資質、識見、能力、現在の仕事関係、果たして2回、3回と出ただけなのかどうかと、こういうふうなことも問題になってくるわけで、そういう点ではここに審査委員はどういう人になっていただくのかということが出ていない。我々はわからんわけですよ、そこまで行きますとね。

その辺は極めて不十分ですし、例えばこの審査で思うような認定が得られない場合、個々のこれからの生活を大きく規定してくるわけですから、当然その結果を不服として不服審査等を願い出る場合があるというように思うんですが、そういうことについてもこの中には審査漏れの方についての不服ですね。これの取り扱いなんかも出ていない。これも運営にかかわる問題ですから、当然規則でうたわれるんだろうというふうに思うんですが、規則は示されないわけですから、なかなか我々は立ち入ってわからない。その辺についてはどうされようとしているのか。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） まず、御質問の認定審査会委員の構成メンバーについてでございますけれども、我々としましては、保健・福祉・医療、そういった事務に従事している方々にこのメンバーを予定いたしております。

医師につきましては医師会の方をお願いいたしております、その方々を中心にこの委員会を運営していきたいと、このように思っております。あと福祉では、特に特養とかそういった施設関係の方でありますとか、それから歯科医師の方、こういったところで我々は現在考えております。

それと、次にこの認定に伴い、もし認定された方が不服をお持ちになられたという件でございます。これにつきましては、介護保険法でいきましたら、これは大阪府の方に実は介護保険審査会というのがございます。その方に不服審査を行うということになるわけでございますけれども、我々泉南市としては、当然この介護認定審査の一番の窓口ということも考えておまして、不服があるような方々につきましては、窓口として我々としても対応していかなければならないだろうと、このように考えております。

そして、今厚生省でこの第一の窓口である市町村向けに、具体的にこういった不服があった場合のマニュアル等も考えられてるみたいです。ですから、そういったマニュアル等がまた示されると我々は思っておりますけれども、第一義的にやはり市がこの不服の窓口になっていかなきゃならないだろうと、そのように理解しております。

議長（藪野 勤君） 和気君。和気君に申し上げます。回数を重ねておりますので、御配慮願います。

13番（和気 豊君） 規則が出ておれば、規則に沿ってわかる範囲は質問しなくてもいいわけですが、規則がない。しかし、その中には運営の中身がうたわれているということで、当然我々はここでこれだけ重大な問題を規則もなしに審議されているわけですから、その辺のやりとりは多少はお許しをいただきたいというふうに——しかし、議長の言われることですから、できるだけ協力をしてまいりたいと、こういうふうに思います。

それで、この5分ということについては、なかなか理解しがたいんですね。先ほどこういう立場の人を選ぶんだと、忙しい医師の方、あるいは現に仕事についておられるようなそういう専門職の方、非常に多忙になるわけですね、こういう制度ができま

すと。

そういうことで、ますます多忙になる人にあえて1回だけではなくて、2回、3回と来ていただくことになるんだと、こういうことですから、果たしてそれだけでいけるんだろうかということをお願いしたんです。単にどういう人かを聞いただけではなくて、そういう方たちが果たして月に2回、3回、あるいは週に一、二回——ちょっとその辺はよくわからなかったんですが、週で直してどれぐらいになるのか、月に直してどれぐらい出いただくことになるのか、その辺もわからないんですが、果たしてそれだけの保証はあるのか、担保はあるのか。ない場合には他の方法は考えておられないのか、こういうことも聞いているわけですから、2回、3回言わさんと、議長に協力するというところでできるだけ答えてください、1回で。議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） まず、12条のこの規則の問題でございますけれども、規則の中に具体的に例えば運営の方法とか、そういったことの記述というのはなされないと、このように理解しております。この規則につきましては、先ほども申しましたように、合議体の数でありますとか、合議体の定数でありますとか、あるいは庶務をどこの課がやるのかとか、そういった形の規則になると、そのように理解しております。

次に、この審査について5分で実際にいけるかどうか、あるいはもし長引けばそういったスタッフの確保ができるかどうかという問題でございますけれども、先ほど100人として説明させていただきましたのは、あくまでも月に1回、そして1回につき5人という形で100人ということをおっしゃっていただきました。

ただ、その後補充の関係、あるいはもう少し密度を高めるということで、この100人について、160人の定数以内という形で記述させていただいているんですけども、これにつきましては、あくまでも一時的には100人の方に委嘱するであろうということになりますけれども、ただ、その方が例えば都合が悪いというようなときがございますので、そういったときにはまた別のお医者さ

んとかそういった方にも、例えばこの審査会に出席していただかなければならないというようなときもございます。ですから、そういったところも含めて現在のところは160人以内で書かしていただいているということです。ですから、そういう形で認定審査会を運営していくということもございます。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 協議会では、十分中身を熟知していただくということで、事前に資料を渡すというような話も方法論の1つとして言われたように聞いとるんですが、その辺はないのかどうかですね。

それと、先ほどの不服申し立ての問題については、中野区や三鷹市なんかではオンブズマン——三鷹市は人口7万3,000ぐらいですから2人ということですが、そういうオンブズマンの制度を設けて不服審査に当たるというふうなことなんかも考えておられるようでありますが、先ほど谷さんもすぐに大阪府に——いわゆる靴の裏から足をかくようなことではなくて、できるだけ実態を踏まえて処理をしていくために、市としても対応していきたいということなんですが、具体的にあればお示しをいただきたいと、こういうふうに思います。その2つだけ再度聞かしてください。

議長（藪野 勤君） 和気議員に申し上げます。一問一答ではなくて、最初にまとめを願いたいと思います。

谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 6月定例会以前の民生常任協議会におきまして、健康福祉部としてこの関係の資料を提出させていただいております。そして、先ほど御質問にございました合議体とかそういった問題につきましては、先ほどお配りした資料がございますので、その辺で御理解のほどをお願いしたいと、そのように思います。

それと、このオンブズマンという、こういった不服申し立ての分、あるいは市民からの監視といった形の分ですけれども、我々としましてもまだどういった——具体的に例えば不服申し立てというところで、実務的にまだ現在は考えておらない

状況です。ですから、一般的に特に不服申し立てということになれば、当然市もその辺では窓口になっていかなければならないだろうというところで我々としては考えているということで、先ほど御答弁さしていただきました。

以上です。

〔和気 豊君「ちょっと答弁漏れあるから言うて」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 済みません。私の理解がちょっと足らなかったようでございます。この審査会の方でこういった形の制度を考えられてるか、そういう趣旨でいいんですか。そういうことでしたら、現在のところは考えていないということでございます。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 民生常任委員会協議会で論議されている中で、審査のいわゆる短い隘路を処理するために、例えば事前の資料提供等をやると、1次判定の資料等を事前に委員に渡すと、こういうふうなことなんかも言われたようでありますが、その辺の件についてはどうかと、こうやってちゃんと聞いてるんやから、これに答えんと、時間長引くばかりやんか、2度、3度同じことを言わせて。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 具体的に認定審査会を始めるといときには、特にスムーズにこの審査会を実施していただくということで、事前にこの審査会に提出する資料を1週間前程度に各委員さんにお配りしまして、そしてその当日までにその資料を検討していただき、当日議論していただくということで、事務の簡素化というんですか、スピード化を図ると、こういうふうなことを考えております。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） もうまとめていきたいと思いますが、そういう方法も逆に言えばとらざるを得ないということは、5分の審査時間では短いと、こういうことの証明であろうというふうに思うんですよ。

それで、私はただプライバシー保護の立場で、

この1次判定の資料というのは、例えば身体的特徴とか健康状態とか——本来は家族構成なんかも入れたいわけですが、そういうものは入っていない。身体的な特徴、現在の健康状態、こういうものがコンピューターに入力されている。その資料を出すわけですから、これは極めてプライバシーにかかわる問題ですから、委員さんに特に手渡しする、こういうときにはいいでしょうけれども、わずか3人という体制でやられるわけですから、行かれたら留守や、家族の人に手渡すと、こういうことになれば、そういう個人的なプライバシーにかかわる資料が散逸をする、こういう可能性もできてくるわけですから、そういう点は非常に——これは市長も21世紀のキーワードは環境、人権と、こういうふうに言われるわけですから、そういう点は心して対応しなければならない。

それには職員の体制2人、そして臨時職員を入れて3人と、こういう体制は極めて不十分ではないかと。その辺も本来規則の中に入らなければ——たまたま私がいただいた委員会に配られた資料でそういうものが出ておったから、ここで論議はできますけれど、本来であればそういう論議をここで全議員がやれる保証を市側は示さなければいけない。そういうものも示されていない。これは非常に不十分な審議のやり方をされていると、こういうことで、これは今後、議長、ひとつこういう重要な——ほんとに来年4月からあと8カ月で実際事が運んでいくわけですから、それともう1つ言いたいのは、例えば来年1月になってからでも、今の話では毎月ずっとやっていかなければこれは処理できないわけですね。

そうなってくると、1月、2月、3月に認定された方で施設介護が必要だという認定を受けた方は、例えば3月に認定を受けた方なんていうのはどないになりますか。ずっと待たなければなりませんよ。今でも17人の待機者がいるわけです。6カ月あるいは8カ月向こうが待ってくれなければ入所できない、空き待ちやと、こういうことになってるわけでしょう。保険料は払わされるわ、ところが認定を受けてもすぐ入れない。たまたま10月に認定を受けた方はそれだけの余裕があります、実施が4月からですから。ところが、もう間

際になって認定を受けた方は、いわゆる膨大な認定作業をこなしていかないかん。それで毎月泉南市でいえば大体250件ぐらいの処理だと。後に回った方はどないなるんですか。認定されても処理できない、待機だ、保険料は取られる。まさに保険あって介護なしということになるんじゃないんですか。その辺の保証はどうなるのか、最後に1点お聞かせをいただきたい。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 具体的にサービスの供給の分で、施設及び在宅介護のサービスの提供の分でございます。

確かに現在、施設、特に医療でありますとか、あるいは特別養護老人ホーム、そういったところで実際にベッドの空きがないという場合に、当然その認定を受けた方については、施設に行きたいという意向も出てくると思います。当然、そのときにはケアプランとかをつくりまして、そしてなおかつその申請者の方々の意向等も調査いたしまして、もし施設が無理なときには、例えば在宅介護の方で十分なサービスの供給をされるとか、そういった形で当面のやり方としては考えざるを得ないんじゃないかと、そういうように考えております。

議長（藪野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 二、三点教えていただきたいと思うんですが、一般質問でも若干お尋ねをしたんですが、十分に私の方で質問する機会がなかったわけで、改めてお伺いをしたいと思います。

この制度はこれまでの各市町村でやられました総合老人福祉対策の一環としてやっている上に国の老人介護制度が加わる、またさらに市町村で実行していくわけでございます。原課の方では大変御苦労が多いと思いますし、大変多忙だと思います。

まず1点は、前任者の方も質問ありましたように、問題はこの規約の中で認定審査会の委員の選任の問題ですけれども、トータル160人ということに大枠を決めているわけでありましたが、問題はこの160名の、あるいは100名の——当面100名だということですが、この要介護認定者の選考基準というんですか、一体どういうことが

付されるのか。

ただ単に、これまで福祉とか介護とかというそういう職業についておった人だと、こうおっしゃるんですが、一定の要件を満たしておかないといかんのではないかなと。いわゆる国の介護による、あるいは福祉による例えば介護士とか理学療法士とか、あるいは医師とかいうふうな、全体の中の審査会に入る方々の資格要件をきちっと明確にしておく必要があるのではないかなと思うんですが、今のところ原課ではこれらの選任、選考については、今申しました要件についての判断をどうしているのか、お聞かせを願いたい。これが1点です。

それと、審査会に要する費用の負担は関係市町の協議によるとありますが、これは具体的には人口比例によるのか、あるいは介護認定の率によってトータル積算していくのか、これは具体的にはどういうことなんでしょうか。議論していく状況についてお聞かせをいただきたいと思います。

それと、第10条の委員の報酬及び費用弁償の関係ですが、これは2市1町のそれぞれの費用弁償条例、あるいは規則にある内容が異なってるのではないかなと思います。泉南市の場合ですと、費用弁償等は宿泊費が1万5,000円ですか、日当が3,000円と。阪南市の場合は、聞くとところによりますと宿泊費が1万3,000円、日当が2,000円から2,500円とかいうように言われてるわけですが、これらの関係についてはどのような認識を持って調整をされたのか。これはあくまでも阪南市の規則、条例によると、こうあるわけですが、そこらでの相互関係についてどう調整をされたのか、お聞かせをいただきたい。

同じくこの問題について、審査会の委員の身分保証の問題ですが、費用弁償以外一切ないと、こういうことなのかどうかですね。そのことも含めて検討しておられれば、お答えをいただきたいと思います。

それから、この条例とは直接関係ございませんけれども、審査会の中で漏れた方、今まで要介護だということでそれぞれの市町村で認めた方が、新しい制度ができて認定が厳しくなりますね。したがって、現在まで厳しくやらなかったという

ことではないんですが、今まで受けておった人が、あなたは必要ないですよ、要介護認定できませんよと言われたときの救済措置はあるのかなのか。これは2市1町の審査会が決めた以上は、今までかかっておった人でも何であろうとも、一切そういう場合は救済措置がないということなのか、あるいは別の方法で各市町村において救済をしていくということなのか、わかっている範囲でお答えをいただきたいと思います。

それと、今出されてる議案とは直接関係ないかもわかりませんが、問題はこうした問題に対する、介護サービスに対する基盤整備のあり方なんですが、これは本市の場合は十分確保されているのかどうか、これが1点です。

それと、もう1つは、法律に定められていない介護メニューの問題ですね。法律で保証されていない介護メニュー問題ですが、それは介護メニューの中に法律で対象にならない要件なんですけど、これは例えば車いすとか、あるいは在宅介護の場合の状況はいろいろあると思うんですが、そういうふうに手すりをつけるとか、つけないかという問題も出てくるでしょうけど、そういう法律に定められていない、保障されていない場合の対応をどのように考えているのか、わかっている範囲でお答えをいただきたい。

以上です。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） まず、島原議員御質問の第1点目は、審査会の委員さんの資格要件ということでございます。これにつきましては、先ほどの御質問にも御答弁したと思いますけれども、あくまでもやはり介護、要するに福祉の問題とか医療の問題、こういった問題が一番大きな問題になってくる、特に認定業務につきましてはですね。ですから、そういった中で医師でありますとかあるいは福祉、保健、そういったことに関係している方々から、この委員さんを委嘱するということになっております。

それと、審査会の財政の問題でございますけれども、この問題につきましては、2市1町の負担金という形で各団体が支出するということになっております。

そして、その出し方につきましては、まずは人件費とか賃金とか、そういった問題につきましては、この各団体どこにも要するというとも考えまして、均等割で考えているというところがございます。そして、報酬でありますとか、あるいは郵便代とか、こういった認定審査の件数に直接関係ある経費なんかにつきましては、これは審査件数割で積算するというところになっております。

それと、次の費用弁償の分でございます。これにつきましては、阪南市、泉南市、それぞれ旅費条例というのがございます。その単価というのは、泉南市に比べて阪南市の方が若干低いということになっていると思います。ちょっと額は今資料を持ってないので、申しわけございません。

ただ、そういった中でこの認定業務については、幹事市が阪南市ということもありまして、一応職員の旅費とかそういった分については、阪南市の例によるということに進めたいと、このように思っております。

次に、各委員さんの身分保証の問題でございますけれども、これにつきましては、旅費とそれ以外に委員報酬というのがございます。それが阪南市の条例の方で現在1万8,000円という形で今回制定されたということになっておりまして、1回につき委員さん1人につき1万8,000円の報酬が支出されるということでございます。

それと、次のはみ出したサービス、特に今まで受けておられてはみ出した人の救済ということでございます。これにつきましては、従来からそういった何らかの形で福祉サービスを受けていたと、そういった方もございますので、今後介護保険事業計画を作成していくわけでございます。介護報酬とかあるいは介護の保険料とかを決めていくんですけども、その中でこういった方々について、どういうふうに介護保険のサービスを提供していくかということを検討していきたいと、このように思っております。

次に、サービスの基盤整備、この確保についてはどうなってるかという御質問があったと思います。それにつきましては、現在特別養護老人ホームとかこういった分については、もう目標値を既に達成しております。そして、老人保健施設につ

きましては、約50%の達成率ということになっております。あと、デイサービスとかそういった分につきましては、もう100%以上の達成率ということになっております。これは平成11年4月現在でございますけれども、そういった達成状況になっているというところでございます。

それと、続きまして介護サービスの特に介護保険の対象にならないサービス、現在福祉サービスでやっている分について、どういうふうにかこれから考えていくのかということでございます。当然、この介護保険制度のサービスにつきましては、これはあくまでも老人福祉の中の一環、1つとして今回介護保険制度ができたというふうに考えております。ですから、その他の従来からの老人福祉制度につきましては、これは福祉施策として、我々としても今後また継続というような形で考えていきたいと、このように考えております。

議長（藪野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 再度お尋ねをさせていただきませんが、先ほど谷部長が御答弁で、小山議員さんか和気さんかちょっと記憶が定かでないんですが、月1回で1班5人と、1カ月の中で20日とかいうふうにおっしゃったんですが、これはもっと具体的にどういうことなのか、その審査基準のあり方について御答弁をいただきたい。これが1点です。

それから、費用弁償の問題ですけれども、これは今阪南市が管理者ですから、阪南市の規則や条例に従って運用されていると、こういうことですが、将来的にこれは2市1町回り持ちというようなこともあり得るのではないかと。その場合は例えば阪南市の方に回ってきた場合は、阪南市の報酬規定なり何なりというものが適用されるのかどうか。いや、それは別ですよと、これはずっとこの2市1町でやる場合は阪南市の基準に順応することなのか、お尋ねをいたします。

それから、あともう一度確認しますが、介護に対する法律に定められていないメニューサービスですね。これは例えば輸送費とか、あるいは福祉電話とか緊急通報装置とか介護用ベッド、車いす、手すり等はこれは除くとありますが、住宅等の改善も含めて、その市町村、泉南市は泉南市の中で

対応していくと、こういう理解でよろしいのかどうかですね。もう一度お答えをいただきたいと申します。まず、それから御答弁をいただきます。議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） まず最初に、島原議員御質問の100人の委員の件でございます。これにつきましては、今回この設置規約の第4条の方で認定審査会の委員は160人以内と、定数についてそういうふうに規定しております。先ほど申しました100人といいますが、あくまでも一番最初ですね。この委員会を動かしていくにつけて、各委員さんですね。お医者さんでありますとか、あるいは各福祉施設の方々から参加していただくわけですが、基本的に月に1回、要するに委員会に出席していただくということを基本に考えております。

そして、その1回に委員さんが5人で介護認定審査会を構成しておりますので、その5人、そしてあと月にこの審査会を開催する回数を20日というふうに——今現在ですけれども——設定しております。そういった中で、100人の委員の数が必要であるという説明をさせていただきました。

それと、続きましてこの条例関係でございます。これにつきましては、今回この認定審査会の共同設置ということで、幹事市については阪南市さんの方をお願いしているということでございます。ですから、幹事市が阪南市ということもありまして、要するに予算とかそういった分については当然阪南市で予算を通していくという形、それから事務分掌につきましても阪南市の条例に基づいて行っていくということもありまして、阪南市の条例の中でこの認定審査会を動かしていくということです。

ただ、幹事市の問題ですけれども、これにつきましては当面、当初は阪南市さんをお願いしているという経過があります。ただ、これは当初この共同設置の協議を行っていきますときに、この幹事市のことについては問題になりました。そして、実際には持ち回りということも協議されまして、そして一番最初、3年間ぐらいはこの幹事市については阪南市さんの方でお願いして、2年目ぐらいからですけれども、また再度この幹事市につい

ては協議し直そうということにもなっております。

そして、その中で、もし幹事市が持ち回りということになりまして、泉南市が今度もし幹事市になったということになったら、当然その条例につきましても泉南市の条例がこの規約の中に入っていくと、このように理解しております。

それと、次に例えば介護保険法外のサービスとか、あるいは介護保険法に乗ったサービスの中でその分の例えば不足分、要するに横出しとかそういった分の件でございますけれども、これにつきましては、もし法外の、完全に以外のサービスということになりましたら、これは市単独の福祉サービスとして我々は検討していくと、あるいは継続していくということでございます。

それと、あと横出しとか上積みサービスにつきましても、これは先ほども御答弁させていただきましたが、今介護保険の事業計画の中で、今後そのサービスの総量とかを考えていかなければならないということにあります。当然、それには保険料の問題も入ってきますし、そういった中でこの問題については検討していきたいと、こういうふうに思っております。

以上です。

議長（藪野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） もうお昼もそろそろ近づいておりますし、これで3回目ですから、これで終わりますが、大体1チーム5人と、こういうことの御提案がございまして、トータル100人と、こういうことで今御答弁いただいたんですが、その5人のチームの中には、例えば看護婦さんがいてるとか、介護士がいてるとか、医師がいてるとか、そういうことになるのかならないのか。100人の総枠の中に一定の医師とか看護婦とか、あるいは介護に精通した資格要件を持った者が参加してるとか、いろいろあると思うんですが、もっと細かくこのことについての詰めができていたとしたら、お示しをいただきたいというふうに思います。

もう1つは、これは大変な事業でございまして、民間企業にしても、この受け入れで何兆円事業だということいろいろ考えられておる企業もあるようですが、問題は行政として、公的機関として

どれだけ住民にサービスできるか。市民が主人公ということがありますが、私は泉南市の主人公は市長ではないかというふうに思います。これからの高齢化社会に向かって、市長の政治決断なり、また介護のあり方もいろんな工夫をしていただいて、介護保険を納めている方々について、あるいは高齢者に対して十分なサービスができるような介護サービスの基盤整備をもうそれは具体的にやっておかないと、いろいろ問題が出てくるんじゃないかと思いますが、そういう意味も含めて、そうした施設の確保に十分万全を期しているのかどうか、御答弁をいただいて終わります。

議長（藪野 勤君） 岩本介護保険課長。

健康福祉部介護保険課長（岩本正美君） 認定審査会の委員構成につきましては現在調整中ですが、ドクター、医師の方が一応12名もう推薦していただいております。そのほかにも訪問看護ステーションの看護婦が2名、そのほか老人保健施設の職員とか、いろいろお願いには回っておりますけれども、まだ具体的には出ておりません。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 2点目の島原議員御質問の介護サービスを提供する上について、施設の確保であるとか、そういうものが十分であるとか、そういったことであったと思います。

我々介護保険制度を開始するにつけて、現在までどういった形で施設等のサービスの目標量を立ててきたかといいますと、これにつきましては、ゴールドプランで実際に目標量を設定してきました。そして、それにできるだけ近づけると、あるいはそれを追いつくという形で、これは民間の企業の方も含め、我々としては最善の努力をしてきたというところでございます。ただ、ホームヘルプサービスですけども、若干の部分につきましては、ゴールドプランの目標量等をまだ達成していないところもございます。

ただ、これから我々としましては、当然この介護保険導入に向けて今までこのゴールドプランを推進してきたということもありますので、まずこういった目標達成について、我々としては努力していきたいと。そして、そういった中で今度は介

護保険制度でサービスについて皆さんに御利用していただくというような、そういったサービスの確保を行っていききたいと、このように考えております。

議長（藪野 勤君） 午後1時まで休憩いたします。

午後0時3分 休憩

午後1時2分 再開

議長（藪野 勤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。———奥和田君。

9番（奥和田好吉君） ちょっと一、二点教えてくださいんですけども、今回の制度が4月から始まるわけですけども、例えば40歳から64歳までの保険料を払っても保険サービスを利用できない第2号被保険者ですね。この方は、これから理解を求めていくのに非常に難しい方向に来ると思うんですね。例えば、保険料の納付についてどう理解させていくかという難しさも出てくると思うんですね。この部分をどうとらえているのか。

あるいは、介護保険の適用部分と医療保険の適用部分の役割ですね。これをどうしていくのか。例えば、現在65歳以上の方でも非常に長期の入院をされている方がいらっしゃいます。この方がそういう長期療養のところを希望してるんですけど、医者の方があかんと言われてると。こういう場合に、この介護保険の適用がどういう形でやられるのか。ちょっとこちらの情報がわかりにくい部分もありますので、その2点を教えていただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） まず、奥和田議員御質問の第1点目、第2号被保険者に対する制度のPRの方法ということでございますけれども、この介護保険制度につきましては、来年の4月から実施されるわけでございます。この制度につきましては、新聞紙上あるいはマスコミ等で連日のようにPRされております。そして、市といたしましても、当然市内の方々に対してどういうふうな形でPRしていくかということも実際に現在考えているところでございます。

以前でしたら、泉南市の広報でありますとかそ

ういった中で、この介護保険制度についてどうい
うものかということをお聞きしたかったんですけども、わ
かっている範囲で結構です。

それと、そのほか地域の方で、例えばこの介護
保険制度についてどういうものやというような形
で説明を求められるというような機会がもしあり
ましたら、そういうときには我々は進んで説明の
機会を持ちたいと、このように考えております。

それと、介護保険の部分と医療保険の部分、今
後どういった形になっていくかということござ
います。医療保険につきましては、我々医療的な
措置を伴うときにこの保険を使っておるわけ
でございます。その中で、現在、老人保健施設
でありますとかあるいは療養型病床群、これにつ
きましても今は医療の保険の中で適用されてお
ります。ただ、この部分については、今後老人
保健施設とこの病床群については、介護保険
の方で適用されるということになります。

ただ、これについて現在我々の試算の中で、今
後この介護保険の適用者につきましては、この
部分はまだ医療部分が残っているやろうとい
うところもありまして、特にこれからの適用
者の数とかいうものにつきましては、もう少
し精査しなければならないところがあると思
うんですけども、これについてもまだ国の方
から新たな指針というのは出てきておりませ
んけれども、基本的には老人保健と療養型
病床群、この医療保険で現在見られている
分については、すべて介護保険の方に
移っていくということでございます。

議長（藪野 勤君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 通り一遍の御答弁で非常
にわかりにくい部分もあるんですけども、これは
非常にいろんなものが含まれてると思うんです。
65歳以上、例えば70歳、80歳になってきたら、
自分が思っていることと医者が思っていることと
全然違う部分があるんですね。介護の方に、例
えば特別養護老人ホームに入りたいとか、本人がそ

ういう要望のある場合、どうしていくのか。こ
こをちょっとお聞きしたかったんですけども、わ
かっている範囲で結構です。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 介
護保険が導入されまして、その施設に入りたい方
がどういふふうに対応していくのかという問
題でございます。

現在、特別養護老人ホームに入所されている方
々につきましては、基本的には当然介護認定とい
うことも入ってくるわけでございますけれども、
例えばもしそれに外れたような方につきましては
5年間の経過措置があると。そして、その5年
間については、入所はオーケーですよという
ことが1つ決められてるわけでございます。

ただ、新しく介護認定されまして、そしてこれ
は当然最終的には個人さんがどういった形のサ
ービスを受けたいかということが基本になって
くると思います。ただ、そのときに施設介護を
希望されるというときには、担当としましては、
やはり施設介護ということを中心に考えてい
かなければならないと思いますけれども、た
だ施設の方には当然そういった入所の能力とい
うんですか、そういったものもありまして、特
にそのときに入所状況が満床であるといった
場合、そういった場合には当然我々とし
ましては、まずそれ以外の在宅サービス、
介護サービスの方を推薦しなければならない
と、このように思っています。

ただ、その後、経過として、それと同時にその
本人さんにしましたら、施設の方でサービス
を受けたいというような意向というのはず
っと持っておられると思いますし、それにつ
きましては、その介護サービスを提供して
いく上について、我々としましては、その
本人さんの意向をやっぱりできるだけ尊重
した形でこの制度を進めていかなければ
ならないと、このように考えております。

議長（藪野 勤君） 松本君。

6番（松本雪美君） 今までの論議を聞かして
もらった上で、私は今泉南市で実施されて
いるホームヘルパー事業についてお聞き
したいんです。

といいますのも、この介護保険制度が
実施されますと、例えば認定審査委員に
選ばれた方が当然

介護保険を受けたいという方の審査をするわけですが、市の方から出された資料を見てみると、ホームヘルパーの派遣、ショートステイ、デイサービス、訪問入浴サービス事業、それから特別養護老人ホーム、ケアハウス老人保健施設、老人訪問看護ステーション、訪問入浴サービス、これらが全部介護保険へ移行すると、こういうふうに資料ではなっています。

泉南市で実施されているホームヘルパーの派遣事業は、現在は生活支援ということで、ひとり暮らしのお年寄りの皆さんにサービスをされています。この人たちの状況は、今の介護保険の内容、どういうサービスをするのかということを見たとき、全部移行すると、こうなってますからね。しかも、ひとり暮らし、寝たきり、痴呆ということをきちっと枠にはめてホームヘルパーの派遣も全部移行する方に入っているというふうになるので、ちょっとその辺を市としてはどういうふうに対応されていくのか、お示しを願いたいと思います。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 松本議員御質問のホームヘルプサービス事業につきましてでございますが、これにつきましては、当然介護保険制度の中でこのホームヘルプサービスというのは規定されております。ですから、市としましては、現在行っているホームヘルパーの派遣事業については、我々としては介護保険の方に移行していきたいと、このように考えております。

議長（藪野 勤君） 松本君。

6番（松本雪美君） そうしますと、今在宅の65歳以上のお年寄りで、体も健康でない、それこそ一人で買い物にも行けない、買い物に行っても御近所のお店でやっこさやと。医者に行くのもタクシーを呼んで行くと。生活の支援をするということで、そういう虚弱のお年寄りには、ヘルパーさんを派遣しています。話し相手も欲しいということで、ヘルパーさんが来てくださったときは、ひとり暮らしのお年寄りが大変喜んでますけれども、そういうお年寄りはこの介護を必要とするお年寄りか、それとも要支援なのか、そういうところ辺については、現在はまだ全員がどう

なるかということの調査、それはされてるんでしょうか。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） まず、この介護保険制度につきましては、議員も御存じのように、一番最初のスタートは介護認定から始まります。ですから、まず個人さんが自分がどういった形の介護度かということについて認定審査の方に申請していただくわけでございます。そして、その中で例えば要支援でありますとか、あるいは要介護というんですか、その区分に入るわけでございますけれども、この介護保険はあくまでも、例えばホームヘルパーの派遣事業単独とか、そういった形では設定されていないというふうに我々は理解しております。

といいますのは、例えば要介護度1、2になりましたら、当然在宅介護をどういうふうにするかということが一番重要になってくるわけでございます。その中での1つとして、ホームヘルプサービスが本人さんに提供されると。そのほかにも例えば訪問看護でありますとか、要するに1週間のケアプランというのが設定されまして、そのプランに基づいてその老人の介護をしていくというのがこの制度であると思います。ですから、在宅介護の1つのサービスとして我々はこのホームヘルプサービスを実施していくと、このように考えております。

議長（藪野 勤君） 松本君。

6番（松本雪美君） 10月には介護審査ができるという組織ができるということで、この議案が提案されてるわけですが、私は今聞かしてもらった問題は、当然今すぐ答えられるものではないとは思ってますが、しかし今現在ヘルパーさんがサービスされているというひとり暮らしのお年寄りの御家庭は一体どういう状況にあるのかということも、十分つかんでおられると思うんですよ。つかんでおられるのに、今この介護保険制度に全部移行するということになれば、この生活支援型のヘルパーサービス事業のヘルパーサービスを受けているお年寄りは、実際には介護保険制度に乗っていく御家庭ではないということですね。御本人も皆元気で——元気な人もあれば、虚弱の

人もおれば、両足で歩くこともできるし、お医者さんに行くこともできる、そういう人はこの介護保険の要支援や要介護、軽度、中度、重度、こういう人ではないわけですから、介護保険制度をそのまま適用して移行さしていくという考え方は、それは事務局ができてそういう中で横出しや上乘せとかいうものが実際に実施されれば言うことはないんですよ。そういうふうに私は解釈していいのかな。横出しや上乘せで、現在のヘルパーサービスを受けていらっしゃる高齢者の方が、一体この後介護保険制度が実施されたらどうなるのかということが随分心配なんです。

市のヘルパーさんは11人と、それから登録ヘルパーさん42人、派遣ヘルパーさんは今何人いらっしゃるのか数字では出してくださってませんが、全部合わせて357人がサービスを受けているというふうに資料ではいただきました。この357人で回数にすれば1万回ぐらいになるんですよ。週に1回のサービスの方もあれば、2回ぐらい行ってくださる方もある。大体、平均して1回サービスをされるときには、お掃除のお手伝いや、それから病院にお薬をもらいに行ってお手伝いや、お買い物に行ってお手伝いをしている人のサービスの1回の時間が1時間半前後ぐらいですね。そして、357人の人がヘルパーさんのサービスを受けてるわけですから、介護保険が実施されると、こういう人たちがその中で制度に乗られるような状況は、横出しや上乘せで絶対大丈夫、今までとは変わらないサービスをしますよ、こういうふうに私は受けとめてよろしいでしょうか。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 松本議員御質問の趣旨といいますのは、多分このヘルプサービスを受けておられる方、その方は――介護保険につきましては、あくまでも認定された方がサービスの提供を受けられると。それ以外の要するに自立ですね。自立という形で認定されたというんですか、そういった方々については、当然サービスは提供されないと、こういうことになると思います。

ただ、そのときに実際に介護認定がされなけれ

ば、実際にそういうことが生じるかどうかというのは、我々もまだわからない段階なんですけども、もしそういった場合が起きたときに、要するに現在はサービスが提供されてますけれども、その方が自立ということで認定された。そういった方々に対してどういうふうに、従来どおりサービスが提供されるかということだと思います。

この問題につきましては、これから何度も私も御答弁させていただいてるとおり、今現在、介護保険事業計画というのをつくっております。その中で、例えばこういった問題について今後また検討していきたいと、こういうふうに思ってるわけでございます。

ただ、この自立と認定された方で現在サービスを受けられてる方について、どういうふうに考えてるかということになりましたら、我々としては、当然福祉をできるだけ低下させないということですか、そういった形で考えなければならないと思うんですけども、ただ、一方では保険制度ではこのサービスを受けると1割負担をしなければならないと。これは個人負担ですけども、そういった問題があります。じゃ、今度は自立として認定された方については、当然保険制度から外れるわけでございますので、これは税の方の負担になってくるということもありまして、その辺の1割負担とかそういった問題もあるわけでございますので、こういった問題については、その辺も今後検討していきたいと、このように考えております。

議長（藪野 勤君） 松本君。

6番（松本雪美君） 自立と判定された方は、サービスは受けられないわけでしょう。受けられないわけですから、実際には家事援助型のヘルパーサービスを今やってるわけですよ。このやってるサービスを全部保険制度や自己負担で賄っていくような介護保険になると、この今のサービスを低下させるようなことは、今受けている皆さんの状況を思うと、これは絶対あってはならないことですね。

介護保険を受けられる人は、例えば虚弱の方で要支援の人を見てもみると、日常生活能力は基本的にあるけれど、入浴、衣服の着脱などで週数回の介護が必要、この人でサービス費が月額6万円

で自己負担が6,000円ですわ、1割負担ですかね。

そうすると、この虚弱の人たちは、例えば私の知っているひとり暮らしのお年寄りの方をひとつ頭にイメージ置いて、数人おるんですけど、その人を見てみますと、例えば衣服の着脱は自分でできますし、それから買い物も行けますし、それから家のお掃除をするのは、掃除機をしたりとか、腰を曲げて拭き掃除をしたりとかできないから、どうしても体が不自由だから、やっぱり老衰で大変だからお掃除も滞ってダニがわいてるような状況になっていると。重いものも担げないとか、そんなものもあって、しかし衣食住は十分できるわけですわ。こういう人は、この虚弱の中には、この表現からいいますと要支援の人となるのかどうか。

この家事援助型のヘルパーサービスを受けていらっしゃる方が、例えば自己負担はあったにせよ——今は自己負担はありませんわ。無料でサービスを受けられてます。それが自己負担をして、そしてその人が受けれた。受けれた人はまだいいとしても、受けれない人も生まれてくるわけですよ。その辺の今の現状のサービスが一体どうなるのかということが、今ヘルパーサービスを受けている人たちにとっては悲壮なんですよ、受けれるかどうか。一人で生活するのが大変だから、今お世話をしてもらってるわけですからね。

これがはっきりしないと、まだそこは検討中、今のサービスは後退させない、これぐらいの答弁では私は納得できません。その辺はちゃんと答えてください。

それから、横出しやら上乘せというのは、あくまでも介護保険制度があって、その制度の枠の中から少しはみ出して、もうちょっと減免しようやないかとか、こういうサービスやったらまだできるやないかとかいう部分であって、この介護保険の中に入らないヘルパーサービスを受けてる人が山ほどいてるわけですよ。これは何人いるんです、357人おるんですよ。どうするんでしょうか、この泉南市の357人の人を。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） ま

ず、具体的にヘルプサービスを受けるにつままして、自立と認定される方々についてどういうふうにしていくかという問題につまましては、先ほども言いましたように、自立と認定された方については、これは介護保険制度の対象者からは外れるということになります。

ですから、そういった方々が、実際に現在ヘルプサービスを受けられている方がこういった状態かというのは、私もちょっと今理解というんですか、把握しておりませんが、ただ、その中には介護というんですか、認定審査を受けられたときには、当然そういった要支援でありますとか、あるいは要介護、この判定を受けられる、そういった方も出てくると思います。

ただ、先ほども申しましたように、自立という方で認定された人については、現在実際にホームヘルプサービスを受けられてるという現実もございます。ですから、この分については、ただ介護保険制度では1割負担とか、要するに保険制度の中で1割負担とかいう議論もあります。ですから、そういったところも当然、例えばホームヘルプサービスを市単独でやるということになりますと、そういった問題も介護保険制度の分も比較しながら、我々は検討していかなければならないと思います。それと、あと実際に単独でやる場合には、それを介護保険の保険料に上積みするんかどうかといった、そういった議論も当然なされるであろうと、そういうように思います。

ですから、今後介護保険事業計画を策定していく中で、特に介護サービスの総量を決めていくということもありますし、そういった中で我々としてはこの分については検討していきたいと、このように思います。ただ、先ほども申しましたように、福祉の低下を来さないということもあわせて検討してまいりたいと、このように考えております。

議長（藪野 勤君） 松本君。

6番（松本雪美君） 今、谷部長の方から福祉の低下は来さないようにしたいと、こういうふうなお答えはありましたが、しかし本当にその言葉どおりになるかどうかというのは、随分心配なんですよ。

当然、介護認定を受けるときに自立というような形での認定の出る方が、私は357人中かなりいると思うんですね。そういう人たちが実際には全くそういうヘルパーサービスが受けられなくなってしまふようなことは、今までの生活の基本を崩してしまうことになりますよね。だから、絶対そういうことはさせないように私は確約が欲しいんですよ。

市長、この辺、私の今の論議の中で、市長さんにはこの辺の状況をよく理解していただいて、今までの福祉は低下させないというお立場できちっとお約束していただけるでしょうか。現在はサービスを受けていても、週に2回ぐらい来てほしくても、週に1回来ていただいて、まあ何とかやっそこさ生活していらっしゃるお年寄りであったとしても、お家の中では歩けますし、それから火をつけてお風呂にも自分で入れるし、それから隣のお店へお買い物にも行ける、そういう人が357人中にどれぐらいいるかということは、聞いたらすぐわかると思うんですが、そういう人のために、市長さんは今のサービス事業を絶対に守っていくということでお答えを私はお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

議長（藪野 勤君） 松本議員のただいまの質問に対しましては、介護保険制度の内容の問題の審議でもございます。ただ、午前中のこの件に関しましての審議の中で、認定審査会の共同設置に関する検討事項という資料も提出されておりますので、そこに質問を絞っていただきたいと思っております。

〔松本雪美君「それはちょっとぐあい悪いですよ」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先々の質問かというふうに思いますが、介護保険制度が新たに制定されて来年4月から施行されるということでございますので、まだまだ不透明な部分もございまして、まだ国の方でも最終の保険料その他も決まっておらない状態でございますから、今の御質問について、将来起こり得るであろうことに対して、はっきりと確約するということはいたしかねるというふうに思います。

ただ、いろんなケースが出てくるというふうに

思います。さっきおっしゃったような、現在そういうホームヘルプサービスを受けておられる方で、介護保険制度に乗れる方と乗れない方が当然出てこようかというように思います。そういう方に対して、今度は保険制度以外のいわゆる福祉の行政サービスとして、どこまでどういう形でやっていくかということについては、並行してこれから施行までの間、介護認定も始まるわけですから、具体的な数字として出てくるというように思いますので、これについては先ほど部長が答弁しましたように、できるだけ今のサービスを低下しない方向で我々としてはフォローをしていきたいと、こういうふうに思っております。

議長（藪野 勤君） 松本君。

6番（松本雪美君） 市長は前に起こり得ることは今の時点では答えかねると、こういうふうにおっしゃいましたけど、この介護保険制度が実施される、そのための審査委員の組織をきちっとつくるわけですから、現在こういう状況があって、将来こういうことが起こり得るんだということがはっきりわかっている以上、私はそういうお答えはまずいと思えますよ。

そういう人たちが、今ヘルプサービスが切り捨てられるかもしれないという不安を抱いていらっしゃるわけですよ。そうすると私たちは生きていけないと、何とか私たちの命を守ってほしい、生活を守ってほしいという声があるわけでしょう。そこをそういう軽い言葉でいなされたら、やっぱりこの人たちにはこたえられせんわ。

そうしたら、この介護審査委員の人が実際にこの357人に認定をするわけですから、どういう状況が起こり得るかということは、ヘルパーさんを派遣している以上、ヘルパーさんがよくつかんでいらっしゃるわけですね。だから、その辺についてはあなたたちはどういう状況になるかというのは、谷さんつかんでおられますか。そこをきちっとつかんだ上で、きょうのこの議案に臨んでいただきたいかったんですよ、どうなるかということ。どういう数字で出てるのか、つかんでおられますよね。つかんでおられるんだしたら、お答えください。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 現在、ホームヘルプサービスに行っておられる世帯について、どういう状況かという議論でございますけれども、我々としては、この介護保険制度を導入していくについて、基本的には例えばどういうふうな議論をしていくかといいますと、このサービスを提供する上について、例えば横出しの事業をどういうふうにしていくんだとか、あるいは上乘せの事業をどうしていく、それからあと、もし自立という形で認定されたという方々については、総体的にどういった形で対応していくのか、そういったことを現在我々としては検討しているところでございます。

ですから、この介護保険といいますのは、あくまでも認定がどういうふうにされるかということが基本になってきますので、それから外れる人については、基本的な考え方としては、先ほど答弁しましたように、できるだけ低下しないようにということで考えております。ただ、具体的にこれをどういうふうにしていくかというのは、まだまだこれからの検討課題ということで御理解のほどをお願いしたいと、このように思います。

議長（藪野 勤君） 松本君。

6番（松本雪美君） まだまだこれからだと、こういうふうにおっしゃいますが、来年の4月実施ですわ。だから、10月からスタートするこの審査委員の皆さんがどういうふうの結果を出すか。そして、そこへ送り込む件数ですよね。送り込む件数の中に、今泉南市がヘルプサービスをしている人で、そしてひょっとしたら自立というような結果が出る人がいるんじゃないかということがちゃんとわかってるわけなのに、そこをこれからのことや、ずっと先のことや、まだ起こり得ることは想像では答えは出されへんと、こういうふうに市長もおっしゃいますし、谷さんもそういう言い方でしょう。これではちょっとぐあい悪いですよ。

今の状況では、現在サービス事業を受けていらっしゃる方の状況で推定のパーセントを出してるのと違いますか。これだけの人は受けられなくなると。それは老人ホームやとかいろいろ、何人ですが、200人が300人が調べられたんと違うんですか。その受けられなくなる——家事援助型の人

は、それよりももっと割合は高いと思いますよ。でも、その数字だけでも示してください。

議長（藪野 勤君） 岩本介護保険課長。

健康福祉部介護保険課長（岩本正美君） モデル事業で自立となった方が、100名の方について認定審査を行いました結果、9名出ておりました。

議長（藪野 勤君） 松本君。

6番（松本雪美君） モデル事業では100人で9人、1割ですね、受けられない人が。ざっと1割でしょう。そうすると、357人では35人は絶対出るということですね。しかし、生活援助の方は、多分もっと割合が高いと思いますよ。半数ぐらいいは出るんじゃないかなと私は思います。半数以上出るんじゃないかなと思います。そういう人たちをどういうふうに救っていくかというのは、これからの泉南市の課題ですから、市長、もう一度お答えください。こういう人たちをどういうふうに、ヘルパー事業をこれから泉南市で存続させていくか。こういう今の高齢者施策を切り下げて、自立の人を切り捨ててしまうようなことは、絶対あってはならないと私は思うんですが、その部分について、市長はまだ先のことだからお答えできないとか言いましたけど、この人たちをどういうふうに守っていくかということについて、もう一度お答えください。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほどもお答えしたとおり、介護保険でそのサービスを受けられる方とそうでない方、そうでない方のうち現に市の福祉として受けておられる方、いろんなケースが出てこようかというふうに思います。ですから、それはそれぞれの内容によって、市の方はどうケアしていくかというのは課題でございますから、現在の福祉、我々で行っているサービスを低下しないようにできるだけ頑張りたいと、こういうことでございます。

議長（藪野 勤君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 失礼いたしまして、報告第2号の専決甲第15号、阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約（案）の中身を少しお聞きをしたいと思います。午前中から皆さん方がいろいろとお尋ねしておりますので、あまり多岐に

わたって重なるようなことはやめておきたいと思
いますので、できるだけ理事者の皆さんも的確に
お答えいただければなというふうに思います。

条例のことでございますから、規約でございま
すから、2条ですね。1条は、なぜ阪南市泉南市
岬町になったのかなというのをまず疑問に感
じました。2条は、審査会を阪南市に置いたその理由
ですね。3条は、審査会の執務は介護認定だけな
のか、あるいはそれ以外の介護サービス業者の参
入の許可権限まで及ぶのか。あるいは、及ぶとす
れば、その場合の基準というものは何なのか。当
然のごとく、10月1日がもう既に開始受け付け
ですから、来年の4月1日から開始されるわけで、
その点は急いでるということではわかるんですが、
非常に国の方も拙速じゃないかというような感
否めないんです、私は。

それで、各全国の自治体の皆さん方が、それだ
け人間があってできるならそれはいけると思
うんですが、なかなか市町村によってはでき
ない。そういう意味では2市1町ということで、
市長が判断されてなされてることで、私はこ
れは当然広域的な行政の中ではいいんじ
ゃないかなと。これは理解します。

4条の審査委員の選出基準ですね。いろいろ
おっしゃってるんですが、本当の選出基準
はどういう意味で、もともと泉南市がこ
れを持って出されたのか、いや大体これと
これとこれとなってもらったらよかつた
んだという形の方法で今回出されたのかと。

そして、いわゆる介護サービス計画をな
される方がいるわけですね。この場合はど
なたがなされるのか、また現在の介護支
援専門員の状況はどのようになっておる
のか。

6条にあります審査会を発足後の財政につ
いて、年次財政負担額は泉南市としてはど
のような形になっていくのか。

そして、その中で2号被保険者であります
——これはちょっと中身に踏み込んで
るかなと思うんですが、いわゆる2号被
保険者の40歳から64歳までの保険料
は、どのように試算されているのか、泉
南市で。それは年収額による保険料とい
うことも含めて、いわゆる算定が何段階
に分かれて

いくのかどうか、ちょっと私わかりませ
んので、そういう点でお答えいただければ
なと。

泉南市の1号被保険者の保険料は平均ど
のくらいで、大体最低これだと、ある
いは最高額はこれだと。大体、全国で
は平均3,000円弱だと言われてます。
それで、2号被保険者が大体1,200
円から700円と、こういう形で平均し
たらなってるんじゃないかと言われて
ますけども、その点ちょっとわかりか
ねますので、お答えいただければと思
います。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君）
まず、巴里議員御質問の第1点目、この
2市1町の共同設置の分でなぜ阪南市
なのかという御質問でございます。

これにつきましては、午前中の議論の中
で、この共同設置についてどういった形
でなったかという経過は説明さして
いただきました。その中で、1つは岬
町さんのスタッフの方々が余り足りない
ということもあって、この共同設置の
議論が始まったところ、それからあと、
できるだけ広域でやる方が認定審査に
ついては公平性を期せるのではないかと
いう形で、2市1町が協議を進めて
きたところでございます。

そして、基本的に阪南市に幹事市をお
願いしたところにつきましては、1つは
いわゆる地理的な面で阪南市さんが一
番中間的な位置にあるということです。
それについての利便性ということ
で、そして審査会委員の委員さん
に来ていただく、あるいは認定事務
作業を行うということ、利便性から
地理的に中間的な位置にある阪南市
さんをお願いするということにな
ったわけでございます。

それと、また一方、この3月末に
実は隔離病舎組合が解散、廃止とい
うこともありまして、そのときには
阪南市さんが——これは組合です
けども、阪南市の方であったとい
うこともあります。その辺も含
みながら、今回この分については
阪南市さんをお願いしたところ
であります。

ただ、この幹事市については、一定
3年間ほど事務の動きを見ま
して、またその後一遍この分
については見直しというんです
か、検討しよう

ということになっておりますので、その辺でまたこの幹事市の問題については見直しをしていきたいと、このように考えております。

次に、この審査会の共同設置の事務でございますけれども、これが介護認定審査事務のみなのかという御質問だと思っておりますが、この共同設置の審査会については、あくまでも認定審査のみの事務となっております。

それと、続きまして委員の選出基準ということでございますが、これにつきましては、保健・福祉・医療のそういった関係者についてお願いするという形になっております。そして、やはり医療の医師の方々については、一応一番多い、重責というんですか、そういったものを担っていただきたいと、このように考えております。

それと、介護の計画を今現在これからつくっていくこうしているところでございますが、スタッフにやはり一番意見を出していただくという形で、医師の方々をメインにこの事業計画をつくっているところでございます。それとあと、当然学識経験者という形で大学の教授なりを招聘いたしまして、この事業計画をつくっているところでございます。

続きまして負担金の分でございますけれども、この積算につきましては、人件費とかという部分で2市1町が均等割で負担する部分、それと介護審査の件数でもって計算する部分と、その2つで負担金を積算して計算していくということになっております。

それと、続きまして2号被保険者の保険料の問題でございます。これにつきましても、具体的にどれぐらいにするかという数字はまだ示されておりません。今後示されるであろうということでございますが、まだこの分について幾らになるかということについてはつかんでいないということで、御理解のほどをお願いしたいと思います。

それと、1号被保険者につきましては、6月の定例会にもお示ししました今現在つかんでいる数字ですけれども、3,500円程度になるのではないかと、このように考えております。1号被保険者は、今のところ3,500円程度ということで積算いたしております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 数字が出てないものがあったんですけども、試算はやっぱりしかなあかんの違うかなと思うんですよ。そういう時間がなかったのかどうか。いわゆる2号被保険者の保険料はどれぐらいになるのか。例えば私が3,500円だとしたら——これはそれぞれ所得によって変わってくると思うんですが、それは変わらなきゃ平均なんですかね、これは平均を出してる部分というのが非常に多いですから。

例えば3,500円としたら、夫婦で40歳を超えてれば64歳まで7,000円要るわけで、これで年間に12掛けたら8万4,000円ですか、という単純計算になるんですが、その点はまだ試算されてないんだったらされてない、ある程度概算はできてますというんだったら、できてる数字を出していただければなと思います。

既に部長も御承知だと思いますけども、平成12年で65歳以上は2,200万人を超えと言われてますよね。そして、高齢者が37年になったら3,200万人、これがまさに4人に1人という、こういう意味合いで高齢者問題が今大きく取り上げられて、こういう介護保険の問題もつくられてきてるといって、設置していこうと、こういう問題であろうと思います。

現実に、そしたら数字はどないなるねんというたら、要介護が必要な人は12年で280万人、この2,200万人に占める比率は12.8%、同じく3,200万人に対して520万人、16.3%だと。これに対する相互負担をお互いしていこうと。いわゆる応能ですね。応能、応益ということになってきますが、そういう点では非常に収入のある人とない人との差額の問題が、それぞれ問題が出てくるんじゃないかと。

認定にしても、現実には部長、これは国がマニュアルを出したのはマーク方式じゃないですか。その100人の方々が認定するという、これは何ぼ、これは何ぼということになるんですか。それとも国が方式を出して、マークでピーピーとはじいた、これの方式じゃないですか。認定する人は、それを承認するのみなのか。認定の内容というの

は、一体どういう内容になるんですかね。認定の業務というか、執務の内容というのは。ただ、協議、会議してそれでいいんだということじゃないでしょう、1人30分かかると言われてましたから。中身的に少しわかりかねるんですよ。どういう形でどう認定されて、そしてどこへ要介護としていくのか。これは1から12まで在宅介護の問題がありますから、12種類というんですか、種目というんですか、ありますが、先ほど質問者にもあったあれがずっといろいろとありますから、そういう点ではどのようなシステムでいわゆる認定業務を行うのかなと。

もう1つありました4条の問題で、医師がということで、当然そうだと思うし、実は国の方針、方向も、やっぱり医師が認定については重要な位置を占めると。医師がやっぱり最大の認定の、いわゆる患者の状況をようわかってるわけですから、そういうことがそうなるであろうという、こういう予測といいますか、そういう方向も出てるようでございますから、医師をメインにというのも私当然だと思うし、泉南市は泉南市でどのような形で、また違う形でそういうものを考えられるのかという問題。

もう一度申し上げますが、いわゆる介護サービス業者の参入については、これはあくまでも泉南市は泉南市へ来るわけですね、間違いなく。これは今後阪南市へ情報が全部入っていきますから、今おたくが答えてはるところの内容から見たら。3年間の動きで見直すというというのは、そういう契約をなされてるんですか。口頭ですか。

議長（藪野 勤君） 岩本介護保険課長。

健康福祉部介護保険課長（岩本正美君） 2号被保険者の保険料につきましては、全国の1号被保険者の保険料の平均値から、社会保険診療報酬支払基金というところで人数により割り振ったものが、各組合管掌保険なり政府管掌保険なり国民健康保険の方に示されてくるものでございます。

認定審査会の業者参入ということでございますが、業者参入という部分はございません。介護サービス提供事業者の方の受け付けにつきましては、大阪府の方で行います。一応予定としましては、8月の中旬から9月の中旬までの間にそういう事

業者の方々が大阪府の方に届け出を出すことになっております。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） まず、この要介護認定の方法でございますけれども、この認定方法につきましては、まず介護認定申請について、個人さんの方から市の方に申請をしていただくと。そして、あとその申請を受けまして、今度は市の方が訪問調査を行います。そして、その訪問調査の中で、これは国がマニュアルをつくってるんですけども、そのマニュアルに沿ってまず聞き取りを行いまして、その分を均一にコンピューターの方に入れます。それと、あとその申請者の方のもしかかりつけ医がおられましたら、そのかかりつけ医の意見書というのを添付していただきまして、それをもって第2次、要するに介護認定審査の方でその書類と意見書で審査をしていただくという形になっております。

ですから、一番最初の1次判定というんですか、要するに訪問調査をいたしましてチェックする項目については、これは全国一律という形の認定方法だと。方法論ですけども、そういった方法がとられるということでございます。そして、あとこの介護認定を行うについては、お医者さんが座長というんですか、そういった形でこの認定審査委員会を進めていただくということになっております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 3回でございますので、一応守らしていただきたいと思います。

ある資料によりますと、いわゆる65以上の高齢者の介護保険料が、市長は御承知だと思うんですが、全国市長会調べで、一番高いところはやっぱり5,000円以上のところがある。安いところで2,000円から2,400円とか、2,000円未満のところ、1,700円ぐらいかな、多分そのぐらいかと思うんです。

私は、これは市に文句とか、だれに文句とか違うんです。これはまさに政治における行政的差別やと私は思ってますよ。こういう体質、こういうものに対して、同じように生きて、同じように働

き、同じように税金払ってる人に対して、そのサービスがそれによってまた違ってくるとい、いわゆる余計払えという形になってるとい考え方そのものが、これは間違ってるんと違うかなというのが私の感じてるところなんです。これは、市長会もそのことに対して、大変いろいろ決議なり要望なりを出されてるんで、これは承知しております。

先ほど、わかりました。第1次はやっぱり先ほど私が言う形になる。介護認定業者については大阪府が一括して全部受けて、それぞれの――東北4県でしたか。ある会社が全部引き受けたという形がありますよね。この前出てましたね、ちょっと名前はど忘れしましたが。そういう形で、大阪府が認定を出したところに対して、サービスに対して適正な、いわゆる基準に応じて金銭の支払いをするというシステムの理解でいいわけですね。その理解でよければ、最後そうですということをお答えいただければ結構なんです。

そうすると、結局皆さんが答えなあかん問題も含めて、しんどいことだけ持たされて、おいしいところはどっかへ行くということにならないような介護のあり方を、我々はやっぱりこれから真剣に、理事者もそうですが、私たちも考えていかなければならないかなというふうに思います。

先ほどの質問にもありましたけど、余り割の食わない方向で、もう一度福祉というもののあり方そのものを問い直す必要があるんじゃないかと、これをきっかけに。というふうに思いますので、私の理解が間違っていなかったらそれでいいんですが、間違っていれば訂正いただいて結構です。

以上です。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） まず、介護保険のサービスの提供事業者でございますけれども、これは大阪府が指定いたします。そして、その指定された事業者が各市町村の方に入って行って、そしてサービスを提供するということになっております。この介護認定審査会は、あくまでも認定業務だということになりまして、そしてあと、このサービスの提供を受ける側にしましては、あくまでもこれは個人さんの選択という

ことになります。その中で、提供事業者がどういった形でサービスを提供するかというのは各市町村で行われると、こういうことでございます。

以上です。

議長（藪野 勤君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 私の方から、いろんな形で今各議員さんから質疑がありましたので、意見にとどめるところも出てきたんですけれども、今回この介護保険は、1つは、認定の際に1つ間違えといわゆる連鎖反応を起こすように、異議申し立てであるとか不服申し立て、こういうふうなことになる、非常に厄介な問題になるなというふうに私は感じております。

そういった意味で、ただいまも巴里議員の質問に答えられておりましたように、訪問調査あるいはかかりつけ医の意見書、また座長を医師が行うというようなことで、こら辺の制度をきちっと上げてもらわないと、えらい泉南市の方、あるいは阪南、岬において異議申し立てが多いと、あるいは不服申し立てが多くて困っておるというようなことがいわゆるマスコミ等で報じられたというようなことになると、非常につまらんなと思います。

あわせて、半強制的にお金を支払うというようなシステムからして、かなり物申す方がおられるんじゃないかと。そういった意味で、この審査の段階でひとつしっかりした審査をお願いしたいと思います。そうでないといかなというふうに思います。この点に関して、部長も心得られておると思うんですけども、こら辺を間違えと大混乱を起こしかねないなというふうに思います。その点、もし御答弁があればお願いしたいのが1点です。

それから、もう1点、保険あって介護なし、あるいは第二の国保になるんじゃないかということなどで、早くからこの介護保険が危惧されておったような形で今日に至っておるんですけども、その中で先ほど奥和田議員も質問されておりましたけども、第2号被保険者の保険料の徴収の仕方、これはいろんな分担率、負担率でもって、泉南市であれば泉南市に在住する40歳から64歳までの層というんですか、この年代層の多い少ないに

よっても非常に変わってくると思うんです。

こちら辺はしっかり啓発して徴収に努めたいというふうな形で答弁されたおりましたけども、こちら辺の特別徴収の仕方、もちろん会社へ勤めておられる方は多分御主人が奥さんの分もかわって納めていくという形をとられると思うんですけども、こちら辺はもうちょっと具体的にどのようにされようとしておるのか、もう1回示してもらいたいと思います。

その2点です。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） まず、この介護保険認定における不服ですね。認定された方に不服が出てくるんじゃないかという御質問だったと思います。

もし不服申し立てが出てきた場合、第一義的に我々が、市町村が窓口となって、この不服については対応していかなければならないだろうなど、このように感じております。

ただ、法律的にいきますと、これは介護保険審査会というのが都道府県に設置されて、そちらの方でということになるわけでございますけれども、要介護認定につきましては、我々は今回2市1町という形である程度広域的に行うわけでございますけれども、そういった中で、広域になればなるほど、先ほども言いましたように、介護認定の公平性というのは保てるのではないかなんかという事は感じております。

ただ、これから実際の介護認定が始まるまでに、これは委員さんの方ですけれども、委員さんの方の中で研修会等も開催されると、このように聞いております。そういった中でこの統一性というんですか、それは保たれるのではないかなんか、このように感じております。

それと次に、特に保険料の分でございます。2号被保険者、特に国保会計の分でございますけれども、この2号被保険者の保険料につきましては、基本的には各医療保険の加入者の数によって一応保険料が決まってくると。そして、その分を納付金という形で納付するという事になっております。

ただ、国保会計につきましては、当然徴収率等

も低うございますので、第二の国保という問題も以前から議論されておるところでございますが、この納付金につきましては、あくまでも保険に加入されてる方が基本で納付金が請求されておりますので、その納付金を各医療保険者が支払うということになります。ですから、その辺で問題となる徴収率というんですか、それについてはある程度は解消されるかと違うかなと、このように考えております。

議長（藪野 勤君） 井原君。

1番（井原正太郎君） わかりました。ただ、僕もう1回確認したいのは、例えば企業等へ勤めておられる第2号の方ですね。この方の場合、先ほど僕がちょっと口にしましたように、御主人が奥さんの分まで払っていくというふうな計算で成り立つと思うんですが、この辺は問題ないんですか。これでよろしいんでしょうか。

議長（藪野 勤君） 岩本介護保険課長。

健康福祉部介護保険課長（岩本正美君） 井原議員おっしゃるとおり、被扶養者の方が40歳以上でありましたら、その分が加算されて天引きされます。

議長（藪野 勤君） 井原君。

1番（井原正太郎君） ちょっと心配になるのが、40歳から64歳までというふうな範囲で今会社勤めの方、例えば姉さん女房みたいなケースがありますよね。私は38歳ですと、家内が41ですとか、こういうふうな場合はどない考えたらよろしいんですか。

議長（藪野 勤君） 岩本介護保険課長。

健康福祉部介護保険課長（岩本正美君） 奥さんは健康保険法上の被保険者ではありませんので――被扶養者ですが、被保険者から保険料を天引きするという事になっておりますので、奥さんは該当しないかと思えます。

議長（藪野 勤君） 井原君。

1番（井原正太郎君） もう最後にしようと思ったんですけど、今の答弁やったらちょっとおかしなことになりはしませんかと。非常に姉さん女房をもろとった場合は、例えば極端な場合、私は30で家内が40になったということになると、今の課長の説明であると、家内が50まで納めなく

ていいというふうな解釈になりませんか。3回来てますけども、そこだけちょっとはっきりしてもらえませんか。ちょっとおかしいですね。

議長（藪野 勤君） 岩本介護保険課長。

健康福祉部介護保険課長（岩本正美君） 大変失礼しました。その事業所の40歳以上の方、被扶養者、被保険者を含めて計算上はカウントいたしますので、天引きされます。済みません。

〔井原正太郎君「結構です」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） 我が党の議員からも先ほどの議員からも、保険あって介護なしとか、それから第二の国保だといったこと、今全国的にもこの介護保険がどうなるかということは、国民の注視的だと思うんです。もちろん、泉南でもこの介護保険がどうなるかということについて、市当局の方にもいろんな質問なんか市民からも出てくるのではないかなというふうに思います。

先ほど部長の方から、8月には市民向けのパンフレットを作成すると。パンフレットを早くから出している市町村もあるようですが、8月に泉南市も全面的にこの問題について、市民にわかりやすいものを出すということですから、これはいいことだと思うんです。

それに当たっては、例えばきょう議会で議論されたことなんかも含めて、議員ですら持っているいろんな、いえば不安だとか、それからまたわからない点ですね。将来のことを含めていろいろ出ている点を、私は厚生省のこういうパンフレットではなしに、ほんとに市民向けにわかりやすいパンフレットをやっぱり出して、このことについて市民の理解を得られるようにすべきだと、まず1つそういうように思うんです。

その点で、きょうの議論の中でも私どもの方から事前に資料提供を求めておったんですが、阪南市の条例集の関係部分だけをコピーして出されて、あと民生常任委員会等で出されてきた資料については提示なかったんです。だから、その民生常任委員会では既に数字が具体的に出たものをこの中で改めて質問をしなければわからないと、こういう事態になってるんですね。

だから、私は市民向けのパンフレットを発行す

る上でもそうなんですが、やはり担当常任委員会に発表したものは、議員全員にもすぐに担当部局としても、これはほんとに全市的な、また全国的な課題でもあるだけに、私は担当の部局はそういうことについて周知徹底もやっぱりしてほしい。

これは今それで言うておきますが、市民向けパンフレットを出したときに議会でも議論をしていない、知らされてなかったことが、突然この市民向けに発表されておると。そういうこともないように、できるだけ議会には市当局として、これは別に悪いことをするんじゃないんでしょう。市民のためによりよいものをというふうに——市長、そうですね。考えておられるわけでしょう。だから、余りいろんな——情報公開条例じゃないですが、情報というのはできるだけ共有して、共通の場で我々議員も——理事者もこれは大変な悩み事やと思うんですよ。

いろいろ議論の中で、市長会が、市長も市長会の一員として、厚生省に、政府にいろいろと注文もつけてやってるわけです。だから、そういうものも例えば市長会でやったら、実はこんなもんも市長会として出しましたよと、また何か議員の方で意見があったら言うて下さいよと、僕は介護保険の問題は、こういう議論をすべきそういうテーマの問題だと思うんですよ。

だから、そういう点で私は資料について、どんな批判があろうと、意見があろうと、積極的に議会にもまず提供していただく。そして、できるだけ活発な議論ができるように、また、その中で理事者だけで考えていたことよりも、議会との議論によってよりよい制度として発足できるように、来年の4月1日にはね。そういうふうになっていくような議論を私はここで深められるようにしてほしいと。

この点はまず市長にもお願いですし、8月に市民向けにやるパンフレットについても、市民の皆さんからこういうふうにならぬかと今市が考えてると。まだ、いろいろとこういう問題が残されているけれども、来年4月までにはこういう問題も解決していきたい、議論もしていきたい。松本議員からもありました今あるホームヘルプサービスの問題にしても、こういう問題をやってるけれども、一体これは、

我々としては今考え方としてはこうやれるんならこうやりたいとかいうことも含めて、そういうものを「介護保険制度について」というようなパンフレットの中で私ははっきりさして行ってほしいなど。

今2つ、両方言いましたけれど、私はその点でまず最初に、市長にそういう点で直接議会とのかかわりでは、情報についてオープンにして、率直な議論がしやすいようにぜひともしていただきたいということを改めてお願いもしたいし、市長の積極的な答弁をまずお聞かせ願いたい。

8月のパンフレットについての内容についても、もう8月に出すんですから、相当骨格が決まっていけないんじゃないかなと思ってんですが、あれば本来こういう趣旨のことを発表するというんなら発表するというので、ひとつ明らかにしていただきたい、そう思います。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） この介護保険制度そのものにつきましても、我々市長会も、披瀝ありましたように6月9日に全国市長会において、厚生大臣等々に決議という形で出しました。そのときにも内部的にはいろんな議論はあったんですけども、取りまとめて出しております。これは市長会の資料という形でございますから、また、ちょっと今は準備しておりませんが、主に制度上の問題とか財政上の問題とか運用上の問題について注文をつけております。

そういったこと、それから御指摘いただきましたいろんな資料ですね。我々も別に何も出さないという性質のものでございませぬし、出せるものは出して議論もいただきたいというふうに思います。

まだまだ、これは国自体も決まってないことが多いものですから、逐一いろいろ決まれば流れてくる文書もこれからあるというふうに思います。ですから、それらについては、今後その中の極めて重要なものについては、議会の議員の皆さん方にもお示しをするようにしたいというふうに思います。

ですから、基本的な考えでいいますと、できるだけ我々の持っている資料その他ですね。当然オ

ープンにしていきたいというふうに思いますし、今まで若干そうでないという部分があれば非常に申しわけないというふうに思いますが、今後はいろんなものがこれから順次決まってくるというふうに思いますので、速やかに御配付できるようにしていきたいというふうに考えております。

副議長（奥和田好吉君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 林議員御質問のパンフレットの件でございますけれども、先ほど答弁さしていただきましたのは、8月に一般市民向けの説明会、講演会を実施するというふうに私は答弁さしていただきました。その中で我々としては、この介護保険制度について一般市民向けに説明会を持ってPRをやっていきたいと、このように答弁さしていただきました。

それと、そのほかに広報を利用して、例えば制度がこういうもんでありますよというような形で、今までもやってきましたけども、そういったものも継続して行っていきたいということでございます。

以上です。

副議長（奥和田好吉君） 林君。

2番（林 治君） 部長ね、質問をしたときにちょっと質問の趣旨をよく聞いていただいて、2回同じことを言わないでもいいようにしておいてほしいんですが、どういう内容のものをやるよというふうになっているのかということも一緒にお尋ねしてるんですが、それについてお答えなかったんですが、私はさっき市民向けにこの介護保険についての説明できるものを発表したいというふうに聞いたんです。今、講演会ですか、説明会ですか。今、講演会と言ったでしょう。説明会なんですか。

それじゃ、例えば説明会と言うんなら、市内で1カ所でやるのか、例えばどんな規模でやるのか、そういうことね。小学校では11小学校区もあるんですよ。4中学校区という形もあるんですよ。33区があるんですよ。だから、今具体的なことなんですから、御答弁もひとつ1度の質問できちっとそういう点も含めて、ただ一般的に言わずにお答えをいただきたい。もしくは、そういうふうに答弁ができないんなら、事前にメモのような形

でもいいですから、本来きちっと出すべきですよ。

例えば、審査会の問題でもそうですよ。聞いてたら、いろいろと疑問が深まるんですよ。私は例えばあなた方が出してる参考資料の中に、11年、ことしの6月には認定審査会のメンバーについても大体決まるというふうに日程上なってるんですよ。ずっと議論を聞いてたら、メンバーについては、医師とそれから訪問看護ステーションの看護婦2名とか、医師12名とか、その他は未定だということですが、例えばこういう答弁なんですよ。この答弁が悪いという意味じゃないんですよ。

それじゃ、今度の条例に沿って考えてみても、認定審査会のメンバーが日程上でいえばこの6月には、そら名前を公表するかせんかは別としても、少なくともきちっとしたものが対応として出されないかん。これが100名なんですか。全部で160のところを100名で、当面はね。だから、160名決まっていなかったとしても、例えばこれについても、2市1町共同でやるということは、岬町の方の言う話をこれは2回ほど聞いてます。でもね、岬町の云々という話も聞いておるんですが、それじゃ、泉南市で結局はどういう人たちをどの程度出さなければならなくなっておるのか、阪南市ではどの程度出すのか、岬町はそういう体制がないからといっても、そしたら一人も出さんということはないわけでしょう。例えば、今当面100名のうち、岬町の方でもこれだけは用意すると言うてるんですよと、あと阪南市ではこれだけのメンバーを出すことになってるんですよとか、少しはもう10月1日に迫ってる問題で、この6月のこれは臨時議会なんですよ。この時点ではやっぱりもう少し具体的なことを、そしてこんな細かいことまで一々質問せんでもわかるようにしていただくことが必要だと思うんです。こんなことで私、余り質問をしたくないわけなんです。

だからほんとに、例えばそのことも答えられないんなら答えられない、今はそういう現状やったら現状で、今の現状がわかるように説明をしてほしいんです。そういうことで、まあいうたら岬町まで抱えないかんという意味のことですが、何で泉南市がその責任も持たないかんのかということ

についてもわかりませんし、大阪府の援助はないのか、いろんなこともあります。それが1つ。

それから、もう1つは、審査会のその前の段階の訪問の調査のことについてですが、ちゃんともこういうことも一応は本来いえば、こういう条例規約を出してくるんでしたら、審査会に入る前の訪問調査についても、どういうスタッフでどういう形でやるんかと。いわゆる市の職員だけで持つんかどうかとか、調査を受ける側から見れば、不安にならないようにすることが大事だと思うんですよ。

そういう点で、例えば訪問調査をする方を泉南市では何名ぐらい、そしてどういうスタッフで持つようになっていますとか、やっぱりこの介護保険制度についてのまずイロハからきちっと本来は説明すべきだというふうに思いますよ。どうでしょうか。

それと、あと1点、ついですが、高齢者の福祉事業のことについてもいろいろ意見が出ました。既存の事業についても出ました。介護保険事業での16事業以外に、泉南市では一体どういうふうな事業が今実施されているか。例えばそういうことも、私は先ほど市民向けのパンフレット云々というときには、ひとつ発表をきちっとして出してあげてほしいなというふうに思いますが、そういうことも含めてひとつ報告してください。

副議長（奥和田好吉君） 岩本介護保険課長。

健康福祉部介護保険課長（岩本正美君） 認定審査会のメンバーでございます。まだ具体には決まっておりますが、泉南市で42名、阪南市で38名、岬町で20名、それぞれ委員を出すことになっております。

それと、訪問調査につきましては、市内の福祉事業者者に委託をする考えであります。ただ、その事業者の方が行けない場合とか、不安を感じておられる方の場合には、市の職員でも対応してまいりたいと思っております。

〔林 治君「答弁」と呼ぶ〕

副議長（奥和田好吉君） 岩本介護保険課長。

健康福祉部介護保険課長（岩本正美君） 介護保険の講演会を8月21日に開催する予定でございます。その講演会に引き続きまして、認定申請等

手続上の説明会を引き続いて持ちたいと考えております。それ以外の説明会につきましては、社会福祉の団体等、いろんなところで会合がある分については、積極的に説明に努めてまいりたいと考えております。（林 治君「場所は」と呼ぶ）場所は、あいびあ泉南です。

副議長（奥和田好吉君） 答弁漏れないですか。——林君。

22番（林 治君） 会議を進めるために……。ちょっとパンフレットの内容についてどうかという話もお聞きしておるんですが、パンフレットは、これはもう発行する気はないんですか、それとも。するんでしょう。

副議長（奥和田好吉君） 岩本介護保険課長。健康福祉部介護保険課長（岩本正美君） 介護保険事業計画の素案ができ次第、介護保険事業計画の概要版につきましては出してまいりたいと考えております。

副議長（奥和田好吉君） 林君。

22番（林 治君） 大体、それもいつごろには市としてくれるのか。これは、この問題についての体制がどうなのか、十分なのか、いろんなこともあると思うんです。担当としては大変だと思いますが、これはもう焦眉の課題になっておるので、市民向けにもぜひとも早くこういうものを発表していただきたいなと。

今、そういうものについても出したいということなんですが、できるだけいつごろには出したいとかということも含めて、もう一度お尋ねしておきたい。

同時に、先ほど訪問調査については、うちの場合、市の職員ではなしに、市内の福祉事業者に委託というふうに言われてしまって、これは一体福祉事業者というふうに言われると、ちょっとわかりにくいんですよ。どの程度の——一般的な職員ですね。例えば職員やとどの程度の人数が必要なのか。そして、これほど人数が要るから職員では対応できないから市内の福祉事業者、そちらには具体的に頭の中にどういう団体ということははっきりあると思うんで、私はそれをきちっと示してほしいなと、こういうふうにありますよ。

副議長（奥和田好吉君） 岩本介護保険課長。

健康福祉部介護保険課長（岩本正美君） 先ほどの概要版につきましては、10月までには出したいと思っておりますが、ただ作業等でちょっと未定です。

それと、訪問調査につきましては、市内の特養、在宅介護支援センター等に在籍される介護支援専門員の方、もしくは訪問看護ステーション等におられる介護支援専門員の方等をお願いしてまいる予定です。一応13名程度を見込んでおります。

副議長（奥和田好吉君） よろしいですか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより報告第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって報告第2号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、議案第1号 工事請負契約の締結について（信達小学校屋内運動場改築工事（建築））を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

副議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第1号、工事請負契約の締結について（信達小学校屋内運動場改築工事（建築））について御説明を申し上げます。

議案書は15ページでございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に規定する予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約の締結につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、信達小学校屋内運動場改築工事でございます。工事請負業者は大阪府泉南市新家3374番地の2、松和建設株式会社でございます。

請負金額は2億2,365万円でございます。仮契約日は平成11年6月4日で、入札方法は指名競争入札でございます。

なお、工事の詳細な概要、工事期間、入札に関する事項等につきましては、17ページから23ページに参考資料を添付いたしております。

甚だ簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

副議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———林君。

22番（林 治君） 今回、この入札が抽せんになってますね。この点について一応御説明をしておいていただきたいというふうに思います。

それと、もう1つは、いつも思うことなんですが、年間平均実績、これはたしかここに書いてるように、直前2期または3期の年間ということになってるんですが、ちょっとこの辺を直前2期または3期ということを含めて説明をしておいていただきたいというふうに思います。

今なかなか不況のときですが、年間平均で建築一式で実績を上げるということは、それぞれの企業にとって大変だと思うんですが、この実績内容についての点検もそれなりにきちっとやっておるのかどうか、それもあわせてお答えいただきたいと思います。

さきの直前2期または3期ということについてですが、日にちでちょっと言っていたいて、そういうふうに違うものを出して、それで同じように考えるというのは、いいのかどうかということもありますので、その点あわせてお願いしておきます。

副議長（奥和田好吉君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 1点目の抽せんを行った経過という御質問でございますが、この入札につきましては、6月6日10時を予定してございました。それが当日の9時40分ごろに、いわゆる談合情報ということで情報提供が電話でございました。それで中身といたしまして、具体的な業者名を挙げまして、また落札する額もおおむねということで1億9,000万で落札するという内容の通報がございました。

そういうことがございましたので、本市ではいわゆる談合情報の処理マニュアルに基づきまして、抽せんにて入札参加者を減数いたしまして入札執行を行ったということでございます。

なお、最初の抽せんの結果、その指名してきてました業者が入札に参加できなかったということでございました。

また、入札を行った結果、その落札しました金額についても予定価格調書で確認いたしましたが、上記金額では失格となるという内容でございまして、この情報については信憑性に欠けると判断いたしまして、契約の締結に向けまして事務処理を行ってきたという内容がでございます。

以上でございます。

副議長（奥和田好吉君） よろしいですか。

〔林 治君「いやいや、まだ答弁残ってますよ」と呼ぶ〕

副議長（奥和田好吉君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 2点目の直前2期または3期の年間平均の完工高の件でございますけども、今確認してございますので、ちょっとしばらくお待ち願いたいと思います。

副議長（奥和田好吉君） 前川契約検査課長。

総務部契約検査課長（前川正博君） 遅くなりまして申しわけございません。

年の平均工事の額でございますけども、これにつきましては、各業者さんが大阪府あるいは建設大臣に通知いたしまして承認を得ている経営事項審査結果通知書の中にございます完成工事高の金額を提示させていただいておるものでございます。

申しわけございません。経営事項が昨年の7月から見直しがございまして、その中で経営審査を受ける基準日によりまして、過去の3年間の平均の載ってある経審の結果通知書と、それから2カ年の平均を出しているのと変更がございまして、それらにつきましては、事業所側さんの申し出によりまして認定されておるということでございますので、御理解よろしく願いいたします。

副議長（奥和田好吉君） 林君。

22番（林 治君） 私が年間平均実績についてきちっと調べてるか。大阪府と、それからもう1つは何ですか、建設省ですか、建設大臣の許

可を得ると。そういうふうには許可を得てるからいいというものではない場合もあるんですね。そのことについては、課長もよく御存じだと思うんですよ。泉南市で具体的に私、指摘したこともあるんですよ。そうでしょう。南都建設のがあったでしょう。平成4年に樽井区民センターの工事をやったと。発注もしてないものを使ったという実績を出してたでしょう、1,880万ですか。だから、そういうのはやっぱりぐあい悪いんですよ。市は市できちっと審査をせないかんわけです。そういう審査をしましたかと、私先ほど質問をしたんです。

そういう点について、今の答弁であれば、そこに責任があって自分の方には責任がないという答弁なんですよ。だから、問題は市が出す限り、そういう点もちゃんと点検をして、そして全部確認をしてると、市として責任を持ってこれは見てあるということでないといかんと思うんですよ。そういう点はどうですか。

副議長（奥和田好吉君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） この内容につきまして、一応一定の手續と申しますか、基準に基づきまして積算しているわけでございまして、私どもといたしましてはそれを信頼しておるということで、御指摘のように私どもが全指名業者につきまして確認をしているわけではございません。

副議長（奥和田好吉君） 林君。

22番（林 治君） そうすると、書き放題だというわけですか。それじゃおかしいでしょう。やっぱりそのところを行政上、あなた方はきちっとした答弁をしておかないと、現実にそういう問題があったでしょう。それはあなた方も確認してるわけです。それで、やっぱり今後はこういうことがないようにいたしますという答弁してるんですよ。だから、きちっと見ましたかと言うてるんですよ。

副議長（奥和田好吉君） 前川契約検査課長。

総務部契約検査課長（前川正博君） 何度も申しわけございません。私どもといたしましては、市内の事業所さんも含めまして、基本的には先ほどから申し上げておりますように、経営事項審査結果通知書につきまして、私どもの方でもその数値

を使わしていただいているというのが現状でございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

副議長（奥和田好吉君） 林君。

22番（林 治君） そういう数値を使わしてもらってるというのは、だから使わしてもらってるから、その数値の方に問題があったとしても責任はないという言い方なんですよ。これは、市が発注してるんですからね。だから、私は市がそういう大阪府へ出したものであれ、国へ出したものであれ、市として点検もきちっとしておかないといけないんじゃないですかと。そのことについては、資料——ここで出すのは、全部で抽せん漏れの人も含めて18社ですか、点検するぐらい何でもないとだと思ってるんですよ。

そういうことと、それからこれは例えば建築の——市長もさっきからいろいろと思うてるんか知らんけども、市長が助役になるときのあの助役室だってそうだったんですよ。建築業の許可のない、持ってないものにやらしてたんですよ。だから、きちっとそういうものを一通り目を通してきちっとしておれば、そういう不始末はないわけですよ。そうでしょう。その点、あなた方にも責任があったんですよ。だから、私はそういうことも含めてきちっとしておりますかという確認の質問をしてるんですよ。それに答えられないんです、さっきからね。

そういう上で、仕事を請け負った業者がきちっと契約に基づいた仕事をしてもらわないかんわけですから、それで確認のための質問をしてるんですよ。どうなんですか。

〔林 治君「請け負った業者は、ちゃんと仕事を自分でせなあかんのやで。わかってるのか」と呼ぶ〕

副議長（奥和田好吉君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 一定の法律に基づきまず経営事項審査ということで、所定の手続をやっているという解釈の上で我々といたしましては対応しているわけでございます。

副議長（奥和田好吉君） 林君。

22番（林 治君） だから、そういうことについてちゃんと確認作業というのはやる気はない

と、こういうことですか。泉南市自身で問題起こしたでしょう。だから言うてるんですよ。請け負った仕事を今度は丸投げしてもぐあい悪いし、やっぱりその業者についてはきちっとその仕事ができるということで、あなた方は確認も全部せないかんわけですよ。今、この入札の落札した云々の話じゃなしに、まず入札で談合情報があったというようなこともあったから、一応そういうことについて全部検討したんですかということで確認してるわけです。

それを今のような答弁では、過去に具体的な事例があったにもかかわらず、なおそういう点検についてやる気がないと言うてるんと一緒ですよ。大事な契約問題で、そんな態度はないでしょう。事件があったときには、今後はちゃんときちっと調べますとか、見ますとか、対応しますという答弁してきてるんですよ。

副議長（奥和田好吉君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 私どもといたしましては、一定の入札に参加する業者の資格ですね。いろんな事務関係書類等を含めまして、一応その確認をさしていただいているという中で対応しているということでございます。

議員御指摘の完工高とかという点につきましては、今回そこまでの点検というのは実施していないということでございます。

副議長（奥和田好吉君） 林君。

22番（林 治君） 書類で確認をしてきてるから、確認をしてきてるから、これほどのものだから、いわゆる丸投げだとか、そういうようなことは契約上、約束どおり一切ないと、そういうことも信頼していいと。ただし、この事業実績については、今回これは確認しておらないということですが、これはぜひとも確認をきちっと、やっぱり業者を現説や何かで決めるときにさせていただきたいと思うんですよ。一般競争入札でどこが来るかわからんときやったら、それはそうかわかりませんが、しかしここへ来るまでの間にはまたそういうこともできると思うんですよ。それはぜひとも具体的に検討していただきたいと思います。どうですか。契約を守れるんやなということも含めてな。

副議長（奥和田好吉君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） たび重なるお尋ねでございますけれども、とりわけ年間の平均実績等については、先ほど来お答えを申しておりますように、経審の事項の中から我々取り上げておるということでございます。

これだけの事業でございますので、この各社につきまして、この平均の実績が上がったものについて、すべてを1つ1つチェックをしていくというのは物理的に不可能なことでございます。そういう意味では、我々とすれば、それはやれることがベストかと思えますけれども、現実的に作業の問題としては不可能なことであります。

ただ、これにつきましては、従前から大阪府の方で経営審査事項あるいはその結果をオープンにしていくというふうなところで、非常に透明性を確保していくという中でこの真実性といえますか、担保をしておるといふふうに理解しておりますので、そういう流れの中で経営審査事項の信頼性というものが高められる努力もされているということでございます。それを我々は利用させていただくということが現状であろうかというふうに思っております。

副議長（奥和田好吉君） 林君。

22番（林 治君） ちょっと私も先ほどの質問で終わりにしたかったんですが、助役さん、せっかく答弁に出てきたのに、なぜ全部きちっと答弁してくれないのか。契約どおり守れるんですかと聞いたでしょう。

副議長（奥和田好吉君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 契約のとおり遂行していくということでございます。

〔林 治君「私は結構です」と呼ぶ〕

副議長（奥和田好吉君） 和気君。

13番（和気 豊君） 1995年から震災以降、耐震構造が義務づけられたというふうに思うんですが、あれ以降これが最初の学校関係の工事だというふうに思うんです。新しく耐震構想を加味された、非常に技術的には難しくなったと思うんですが、これで例えば技術的にはどういうふうな有資格が必要なのか。例えば、それにかかわるどういう資格の人を配置しなければならないのか。ち

よっと4年間ありましたから、その辺お教えをいただきたい、こういうように思います。

副議長（奥和田好吉君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 現場におきましては、一定の資格と申しますか、現場管理者ないしは1級の資格を持つ者を配置することが義務づけられてるということでございます。

副議長（奥和田好吉君） 和気君。

13番（和気 豊君） 通常のものでもそれぐらいの有資格者は必要だというふうに思うんですが、私が質問したのは、耐震構造が加味されたことによってより技術基準が強化された。それにかかわって特別な技能者ですね、技術者ですね。そういう配置は必要ないのか。必要であればどういう有資格者なのかと、こういうことを聞いたわけですから、その辺はちょっと、もうさっきからたびたび同じことを2度、3度繰り返してるわけですから、先ほどの質問者からね。その辺は教えてくださいよ。ちゃんと教えてくださいよ。

副議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 耐震設計は以前から、昔からあるわけなんですけど、いろんな事例のもとに改善といいますか、改定されてきているわけでございます、頻度によってですね。現場の施工についても、設計についても、耐震設計の変更はありますけれども、資格そのものは従前と変わりません。特に耐震が今度新たに改定されたから特別な資格と、そういうことではございませんので、御理解いただきたいと思います。

副議長（奥和田好吉君） 和気君。

13番（和気 豊君） 完工能力というのは1つの指名の基準だろうというふうに思うんですが、実績からいいますと、非常に極端に低い、1住宅を建てればほぼこれぐらいになるのではないかなというふうな業者の方もおられる。松和さんも非常に低い額だと、こういうふうに思うんですが、その辺の完工能力ですね。先ほど言われました一級建築士、あるいは過般来の鳴滝の住宅のときにも問題になりましたいわゆる主任技術者、こういうものはここには配備されてるのか。この2つについて、これは配置されてるのかどうか。

それと、現在のいわゆる労働者名簿等の保有、

それに基づく各種健康保険、こういうもの中加入しているのかどうか、その辺もお示しをいただきたい。

私、それを聞きますのは、11年の5月に不良不適格業者の排除を、真摯に技術力の向上を考えておられる業者を伸ばす意味で、そういうものを排除していきたいんだと、こういうふうな文書を各業者さんにお出しになっている。そういうことでもありますので、あえて聞いているわけですが、その辺のお示しをいただきたい。

副議長（奥和田好吉君） 前川契約検査課長。

総務部契約検査課長（前川正博君） お答えいたします。

本工事に关しましては、議会の方で御承認いただきましたら、速やかに技術者等の配置をしていただくということございまして、私どもの方では、今現在おおむね建築工事でございますけども、4,500万円以上の工事については、請負者の方で技術者の配置をしていただくということで、名簿につきましては、後日議会の方で承認をいただきましたら、本契約を締結させていただく段階で通知をいただくというふうに考えてございます。

それから、雇用保険関係、それから健康保険関係の加入状態という御質問だったかと思いますが、この件に关しましては、当業者につきましては、すべて加入されておられます。

以上でございます。

副議長（奥和田好吉君） 和気君。

13番（和気 豊君） 私は、この事業を遂行する上で完工能力を持ってるのかどうかと。例えば現場ごとに配置をしなければならないわけですから、そういうのはわかりますので、他にまた別件を持ってあって、そこへ責任技術者を振り向けている。だから今はないんだと、こういうことであればわかるんですが、いわゆる常時ですね、そういう責任技術者というのは、この事業所として保有しておらなければならないというふうに思うんです。

それから、従業員についても、これだけの事業をやり得る能力を持っているんだということで、それに見合う従業員、常雇いの配置をしていると、こういうことになるというふうに思うんですが、

当然健康保険等に加入しているということで、5人以上の強制適用事業所になるというふうには思うんですが、それはそういうふうには常時常雇いを5人以上配置していると、こういうふうには承っていないのでしょうか。

副議長（奥和田好吉君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 当然、この事業を発注する場合には、各業者ともそれだけの能力と技術者を有するというを確認した上で発注しているわけですので、その点は大丈夫だと思います。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） それは、ちゃんと何らかの公的文書なりで見られたのかどうか。さらに、その公的文書を裏づけるような確認行動を市としてとられたのかどうか、その点お示しをいただきたい。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） いわゆる指名願を出した時点で必要書類等を確認した上で、また市の発注する業種の内容について、一定の各業者の基準を設けた段階でそれは確認しているわけでございます。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 多分、建設大臣の認可あるいは大阪府の経審、こういうものを見た、こういうことだろうというふうには思うんですが、例えば常雇いが5人以上おらなければ強制適用事業所にならない、これは健康保険法なんかにも明記されているわけですが、3,300万何がしかの事業が実績だと、1年間でね。利益率は高く見てもせいぜい15%ぐらいだろうというふうには思うんですが、20%としても、これ計算しますと、利益率がこういう状態なんで非常に少ない。それで5人の常雇いを常時持って経営に当たっておられるということもちょっと合点がいかないんですが、だからこそちゃんと書類に基づく実績を市で確認しなければいけない。やっぱりそういう経審をうのみにしている、そういうところの不備がここにも出てきているのではないかと、こういうふうには思うんですよ。

そういう点で、私は技術者の問題とあわせて、

本当に常時そういう技術者を保有しているのかどうかということも、やはり裏をとる必要があるんじゃないか。それがこの5月の各事業所へ出された文書の実践じゃないんですか。そういうふうには思うんですよ。そんなもん、来年からやるというのではなくて、もうこれだけ入札問題については問題になっているわけですから、もう直近のやつからやるべきだというふうには思うんですよ。そうでしょう。ほんとに問題があって、指摘をされて、それからでないと動かない。一体、ほんまに行政の主体性、公平、公正な入札をやるという主体性は、一体どこへ行ってるのかと、こういうふうには思うんですが、その辺はどうですか。これからの問題も含めてお答えください。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 1つ、完工高の件では、3,300万でなしに2億3,300万ということでございますので……（和気 豊君「いやいや、違うがな。もう1つの業者や」と呼ぶ）その点ご了解ください。

それと、今業者の業務内容等のことで御指摘ございましたが、今のこの業界の置かれている状況というのが、不況を含めて大変厳しいという中、また1つは地元雇用とかいうふうなこともございます。そういうふうな中で、本市の中でいわゆる中小、零細業者なわけですね。そういうような業者のためにどういうふうな育成というんですか、保護があるのかということもやっぱり慎重に考えていく必要があると。

そういう中で、今回の審査方法の見直しにつきましては、11年度を周知期間とするというふうな中で、業者のなお一層の努力も喚起する中で、12年度からその受け付けなりでそういうことを実施していくということであらかじめ連絡させていただいたということでございますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 私は、零細な業者を切り捨てるということはいささかも言ったことはないわけで、市内業者優先と、坂田建設のときなんかにもそういう論議を心して拝聴した一人として、かねがねそういうふうには主張もこの場でやってま

いりました。それは当たり前のことなんですよ。

要は入札にかかわって、いささかの不正や公正に欠けることがあってならないという立場でいろいろお尋ねをしているわけで、指名をした限りこの業者すべてでだれかが落札する可能性があるわけですよ。そしたら、2年、3年前までさかのぼって、一番高い実績を上げておられるんですけども、中には3,700万というふうな業者もあるわけですよ。そしたら、利益率からいっても、丸々これが利益率にならないわけですから、せいぜい15%から20%であっても、これは日本の1つのあり方として大体それぐらいの線ですよ、最高。そしたら、どうやって従業員を養っていいのか、給料を払うのか、こういう疑問さえ出てくる業者がありますよと、こういうことを言っているわけです。

だからこそ、裏づけをとる必要が、公の書類、これをうのみにするのではなくて、その裏をとる必要があるのではないですかということを行っているわけで、その辺をどう聞き違えたのか、おかしな答弁をされるわけやから、もう終わろうと思ったんですが、再度聞かざるを得ない、こういうことになるわけです。これの実践については、もうやれるところから今まさにやっていかないかんじゃないですか。それが市民の声ですよ、公正な入札というのは。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 建築の場合、特に二、三年の実績と申しますが、過去に実績があってもこの間になかなか発注ができないとか、そういうような若干の特殊事情もございますけども、我々といったしましては、今回指名させていただいた業者につきましては、それだけの対応はできると。過去の実績等を踏まえまして、また平均の実績だけでなしに、資本金等を含めまして規模等を確認した上でさせていただいておりますので、その点は間違いのないものと思っております。

また、今後の業者の指導を含めました、経営内容等を含めました見直し等につきましては、今後より深く検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） これは談合情報があって、それに基づいて抽せんをされて入札をされたと、こういう案件でございますが、結果的には入札情報とは業者名も金額も——金額は約とか概算という、そういう書き方ですから、一概に違っているとはいえないかわかりませんが、業者名も違っておるといふ報告がなされておるんですが、こういうことになりますと、金額が違ふことがあるので、業者から大変な不満が出る結果ではないかなと思うんで、情報があった場合に抽せんにするという市の方針ですけども、こういう方針はいたずらにいろんな問題を持ってくるんじゃないかなと。

聞くとところによりますと、入札情報はなかなか中身はわからない、しかし情報があったということで、一定のそういう要件がそろえば、それで情報ありということで抽せんに切りかえるということですから、その制度上の問題もあって、情報があった場合に抽せんするというあり方は、やはりいろいろ問題を持つんじゃないかなと。

そういうことで、全国にも泉南市の抽せんにしてやるということが、大きな世論もありまして評価されておるわけですから、私は基本的にはすべてそうした方がいいと思うんですが、ある一定の金額を超えたものについては、やはり原則抽せんにするということをやらないとだめなんじゃないかなというのが、この入札結果だと思ふんですね。

そういう点で、現在この情報に基づいて行った行為を踏まえて、今泉南市がやっております情報があつたら抽せんにしますよという問題をまだ堅持していくのかですね。私はもとに戻すべきだと、そのような意見を持っておるんですが、いかがですかと。

それから、これは失格した業者と落札した業者とが520万の差があるので、どの辺が最低価格かなというのはちょっときっちり読めないんですけども、この面について、もういいかげんに最低価格、それから予定の上限価格ということを議会の提案のときに示したらどうかと、そう思うんですが、その点でのお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

それと、この指名の業者の中に、私も中の業者

を全部知りませんが、土木工事にかなりウエートのある業者と、建築を一本にやっておるような、近い業者とが混在しておるんじゃないかなと思うので、今下水工事で土木工事は案外たくさん発注されておりますが、こういう建築と土木とは、土木建築業と言うけど、やっぱり専門的には違うと思うんで、こういう指名に当たって、やはり建築にウエートを持っている業者にこういう仕事が回るように配慮するのが私はきめ細かな対応ではないかなと思うんで、この中にほとんど下水ばかりやったり業者がこういう建築の指名に入るとなれば、指名の段階であなた方が指名をするわけですから、そういう点の整理ができないかどうかですね。そういうことも含めてちょっと御答弁いただきたい。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 1点目の入札のあり方ですね。この点についてはいろいろと御論議ありますし、今全国でもいろんな方法が試行といいますが、模索されている段階だと思っております。本市におきましても、いろんな取り組みをやってきておるわけでございまして、その中で一定時期、抽せん型指名競争入札を行ったということがございましたが、この件については、談合情報があった時点でそれに対応するという形で、現在は一応施行しているわけでございます。

今回の件につきましては、一定その対応が何と申しますか、スムーズにできた1つの典型だと私自身は思っておるんでございますけども、一定今のところは、談合情報が寄せられた場合にはこの形をとっていききたいということでございます。

それと、最低制限価格ですか、これの事前公表の件だと思うんですけども、この件も含めましてどういうふうな対応ができるのか、これもこの前の議会の中でもいろいろと御論議があったところでございます。現在、私どももいたしましても、いろんな先進事例もございまして、その点を今後検討する中で、市長も答弁いたしましたように、12年度実施に向けて事務的には作業を進めてまいりたいと思っておるところでございます。

それと、いわゆる指名業者の業種の問題でございます。この件につきましては、確かに建築、土

木だけなしに、それは経営努力だと思うんですけども、ほかにもいろんな業種を取られている業者の方もございます。その中で、もともとは建築、土木が一本で来たというふうなその業態というんですか、業種の流れもありまして、その辺の区別をどこでするかということもなかなか難しい。この2業種につきましては、各業者の発生してきている経過とかということもございまして、なかなかその辺は難しい面もあるとは思いますが、業種が多業種にわたってる場合に、どういうふうな一定の1つの線引きを行うかということは、議員御指摘のとおりいろいろ課題だと思っておりますので、今後の1つの検討課題とさせていただきますと思っております。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 今回の入札のこの反省点は余り語られなかったんですが、いわゆる情報があればそれに基づいて抽せんしますよね。しかし、その結果、終わった後で中身を全部——中に入っているのはわからんわけでしょう。例えば1億円ですよと言ったって、開けたときに1億円かどうか照合できるわけやから、もう抽せんは終わるとるわけですね。本来であれば、談合情報がなければ入札した方が入札に参加しないわけでしょう。取り返しがつかなくなるんですね、これ。今回はおおむね1億9,000万、落札したのが2億1,300万ですから、近いといえば近いし、違っとるといえば違っとるわけですね。

そうしたら、これは開いてしまってから、もうそれは抽せんは終わるとるんだと。この場合にこの情報に信憑性がなければ、これは大変なんじゃないんですか。業者はやはり死活問題で、一生懸命、命かけてこういう行為に取り組むわけでしょう。これはやはり僕は大きな反省点で、取り返しがつかないと思うんですね。金額が合うかどうかは、終わってからでない合わないんじゃないですか、システム上は。そこのメカニズムと、こういうことで起こり得る問題性をきちっと報告してください。中身は僕らはどういう形になるんかわかりせんからね、あなた方が執行しとるわけですから。そこはちょっと説明なかったの、きちっとしてもらいたいと思います。

それから、この中に、やっぱり今度のは大規模な2億を超える建築事業ですから、できれば——これは土木技術者と建築技術者とは全然違うでしょう。市長もそういうことは詳しいと思いますが、それは全然違いますよね。だから、そういうものはやはりきちっときめ細かく分けて、これは建築ですから、建築にウエートを——建築の仕事があるところは建築の技術者を雇いませうけども、ないのにいつも建築のそういう技術者を雇ってるということはある得ないと思うんでね、やっぱり業種にはおのずから専門分野があるので、この中に——私は業者の中は余りわかりませんが、工事しとるのはよく見えますからね。そういう点では何でこの土木ばかりやっとなる業者がここに入るとるのかなという懸念を持つんでね。それは、指名の段階でやはりちゃんとすべきじゃないでしょうか。でないと、丸投げとか、自分のところではないということ、これは必然的に起こるでしょう、自分のところできないのをとった場合には。

そういうことを防ぐためにも、もう少しそういうことはあなた方は——だれを指名するかはあなた方の責任でするわけやから、指名したことについては文句言われたいわけでしょう、法的には。だれを指名しようかね、それはあなた方の裁量権でやるわけやから。そんなもん違法だと言うたら、何であそこを指名してこっちを指名しないんだと、そんな法律論争をしたって負けますよ、訴えた方がね。それぐらいあなた方は権限を持ち、あなた方が全部の情報を持って指名しとるわけですから、私はそういうきめ細かな指名のあり方をしてもらいたいと、こう思うんです。

この2つの点について、お答えをいただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 前川契約検査課長。

総務部契約検査課長（前川正博君） 小山議員の御質問につきまして、お答えさせていただきます。

2点目のランク、格付でございますけども、業者さんにおきましては、各許可をお持ちでございますけども、建築、土木につきましては、1つの業者さんでありまして、極端な言い方をいたしますと、建築がAで土木がCというふうな場合も

ございます。ですから、今回の件に関しましては、今回資料で提示させていただいております業者につきましては、あくまでも建築の格付による業者ということでございます。

それから、談合情報云々で業者さんからも、名指しをされた業者さんの方も私どもの方に来られて、大変迷惑しているということで、一定被害的な要素がたくさんございます。

これらにつきましても、先ほど部長が申しましたように、談合情報の規定が正直申しまして明確にされたものはございません。ただ、通報者あるいは工事名、落札業者、落札金額、これらを明記されてまいりますと、必然的に談合情報という理解をさせていただかざるを得ないというふうに理解してございます。

ただ、先ほどから御答弁させていただいてますように、事前公表等を導入をしたといたしましても、必ず談合情報がなくなるというふうなものでもございませんので、一定市民の皆さん方の目も監視の目だというふうに理解してございますので、談合情報のマニュアル等につきましては、将来も残していかざるを得ないと。ただ、今回の業者さんにつきましては、大変お気の毒だったというお答えしかできないんじゃないかなというふうに理解しております。よろしく願いいたします。

〔小山広明君「いやいや、金額はわからんでしょう、入札をあけるまで。そのシステムを言うて下さいよ」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） いや、これは再質問じゃなしに、さっき言った、いわゆる談合情報があっても、入れとる金額というのは絶対だれも知らないという状態でしょう。で、入札が終わって初めて、落札した金額と談合の金額とが照合できるわけでしょう。談合情報があっても、中に入っとるのはわからんわけやから、それが正しい情報かどうかわからないわけでしょう。わからんまま、談合情報があったという前提でくじ引きするわけでしょう。だから、終わった後に違うことがはっきりしたときに、これはだれも納得できないですよ。

それで、また今もちらっと言ったので、僕が心配になるのは、業者が担当部課にそういう意見を

言ってくるシステムは、市長、これはしないようにしないといけないですよ、それは。それは担当者はたまりませんよ。今のシステムの中でやるときに、担当者に何でやと。聞きに行きたい気持ちはわかりますよ。しかし、それは行政の方でそういう窓口の受け方については整理しとかないと、大変ですよ、こんなことをされたら担当者も。この点も含めて、もう少しきちっと整備してください。でないと、これは担当者がかないませんわ。

それで、今の言うシステムね、どうなっとるのか。金額は、いつの段階で談合情報があった金額と照合できるんかですわ。恐らく私はくじが終わった後じゃないかなと思うんですが、どうですか。議長（藪野 勤君） 前川契約検査課長。総務部契約検査課長（前川正博君） 私どもの方といたしましては、議員御指摘のように予定調書関係を開封いたしませんとわからないという面も、確かに御指摘のとおりだと思います。

ただ、今回新聞社の方から私の方に直接電話があった際にも、通知がおおむね1億9,000万ということでございまして、そのおおむねというのが実際どのような数字を書いてこられるのか、1億9,900万なのか、あるいは1億9,000ジャストなのか、正直見えないという面もございまして、従来から導入さしていただいております抽せんによる取り除きを実施させていただいたということでございまして、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

〔小山広明君「ちょっとはつきりしないんだけどね。そのとこ、意見じゃなしに……」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） おおむね1億9,000万という情報があったのは事実ですね。それはわかりますわな、あったんだから。しかし、そこに入っている最低金額とか上限金額というのはだれもわからないわけでしょう、入札が終わるまで。だから、それを談合情報としてやった場合に、それがものすごく違っとった場合に、もう抽せんは終わるとと、そして入札も終わるとと。もうバックできませんわね。だから、そういうものすごい大きくはらんどる場合に、私は談合情報があった

場合に抽せんしますよというのは、私はものすごく危険じゃないかなという意見を言っとるんですよ、システムの。

だから、このやり方は、私はだめだと思うんですね、情報があったらやりますよというのは。それが正しい情報かどうかは検証できないんですから、全部終わらないと。そこを言っとるんですよ。だから、あなた方が今やっておる談合情報があった場合に抽せんしますよというやり方は、だめなんじゃないんですかと。だから、もう全部抽せんしますと言えぱすっきりしとるんですわ、初めからそのつもりで行くわけですから。そういうことを提起しとるんですが、そのことはどうですか。ほんとこれは大きな問題ですよ、こんなことになったら。そこを言っとるんですよ。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 以前に談合がいろいろあったという中で、どういうふうな方策が今後対応できるのかということで、1つの方策として今回これを選んだということで、当然このマニュアルにつきましては、事前に各市内の業者には周知してございまして、談合情報があった場合にこういう対応をするということは、各業者さん周知の上で対応してきていることとございまして。

また、どの程度内容に信憑性があるのかということになりますけども、これの判断というんですか、それは大変難しいと思います。特に、今回も新聞等からの情報によるわけでございますけども、今の現在のマスコミの報道が我々の社会生活に深くかかわってる中で、それを無視するということは全くできないわけですし、そういう中で、今の我々いたしましては、一定のマニュアルに基づきまして対応していくということでございまして、その点御了解をお願いしたいと思います。

先ほどの私の発言の中で、過去に談合というんではなしに、談合情報があったという中で、今回こういう対応を考えたということでございまして、前の言葉を訂正さしていただきますので、よろしくをお願いいたします。

〔小山広明君「担当者に業者が言ってくるのを整理しとかんとあかんで、質問しとるんだから。そんなもん担当者のところに一々業者が

言うてきたらかなわんで。あそこに入るなど書いてあるけど、入るわけやから」と呼ぶ〕
議長（藪野 勤君） 細野総務部長。
総務部長（細野圭一君） 当然、業者と市職員です。とりわけ契約検査課とか各事業に関係する職員との対応は、1つの節度を持ってやるのが当然ですし、そういうふうには指導してございます。明らかに契約検査課におきましては、業者との対応は、窓口と申しますか、カウンターでもってやると。また、事業関係におきまして、特定の場所を指定いたしましてそこでやるということを徹底してございますので、今後ともそういうような疑念のないように周知してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔小山広明君「意見にしておきますわ」と呼ぶ〕
議長（藪野 勤君） 小山君。
2番（小山広明君） 大変大きな問題をこのやり方については私は持っていると思うので、あなた方もくじ引きというのを1年間試行した結果、1つの方針を変えたわけですから、変えたのがむしろ僕はもっと悪い状況になったというように思っるとんでね。今もその問題点を指摘しましたが、早急にこの入札については、やはりより進んだ制度をきちっと考えていただきたい。

それから、入札課は特に、課の担当に結果についていろいろ苦情を言ったり、いろいろすることについては、市長の方できちっと整理をして、そういう意見を聞かんといいわけにはいかんわけですからね、そういうものを聞くのは直接の担当ではなしに、もう少し政治的な判断のできるところで受けるように、担当者にも言って、そういう問題が来たら、うちは助役が受けるようにしてますとか、何かそういうきちとした整理をしてあげないと、やっぱり原課の担当責任者としては対応できないと思うんですね。そういうシステムは市長が責任を持って決めたわけですから、その点はちゃんと対応していただきたいと思います。
議長（藪野 勤君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——
——討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり可とすることに決しました。

4時10分まで休憩いたします。

午後3時33分 休憩

午後4時12分 再開

議長（藪野 勤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第7、議案第2号 特別職等の職員の退職手当に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第2号、特別職等の職員の退職手当に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

25ページでございます。提案の理由でございますが、特別職等の退職手当の支給方法について明確化を図るため、本条例案を提案するものでございます。

これまで特別職等の退職手当の支給につきましては、特別職の給与に関する条例第8条の規定に基づき、一般職の職員の例による分と、議会の議決を経て増額することができる分とをあわせて支給してまいりましたが、支給率の根拠が不明確なため、今回明確化を図ろうとするものでございまして、退職手当の額は、退職日における市長、助役、収入役または教育長の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に、それぞれ市長については100分の30を、助役については100分の20を、収入役については100分の15を、教育長については100分の15を乗じて得た額とするものでございます。

また、本条例案の適用日は1月31日に遡及するものとし、支給の方法につきましても、今後は任期ごとに行うものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———大森君。

5番（大森和夫君） 大変不況が長引いて市民生活もほんとに大変になってる中、また市の財政も緊迫してる中、なぜこんな高額な退職金を出すのかというのが疑問にあるわけですけども、まず第1に、なぜ一般職よりも高い退職金を出すのかと。

2つ目に、以前の3月の議会で否決された条例をまた新たに退職金という形で出すのか。

それから、3つ目に、これまでの支給実績における算定式と、今回の条例によって支給される金額との差額は、どのようになってるのか。

それから4つ目に、退職金を通年から任期ごとに変えた理由。

そして5つ目に、以前にこのような加給金をいただけなかった方がいらっしゃるのか、そういう例がないのか、お答えください。

議長（藪野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 大森議員からの質問でございますけれども、一般職よりなぜ高いのか、否決された条例をなぜまた出すのかということと、従来の支給実績と今度の条例での金額ということ、それと任期毎に変えたのはなぜかということと、以前加給金をもらわなかった特別職があるかどうかという質問に答えさせていただきます。

特別職の方々につきましては、従来からも職務の複雑性や困難性、また責任の重大性等、非常に厳しい中で職務を遂行されておられます。従来からも一定の考え方にのっとりまして、その労に報いる形で対応をしてきたわけでございますけれども、前議会におきましても議論がいろいろあったわけでございますけども、その議論を踏まえまして、各市の状況等を調査いたしました。その中で判断した中で、今回の考え方を一定整理した中で、特別職等の退職金条例として提案をしているものでございます。

そして、さらに今の経済状況の中でございますから、各市の状況を調査した中では、やはり高い額では理解を得られないであろうということの中

で、各市の状況を見ますと、市長では大阪府下の市の中で一番低いところで泉大津市が100分の35でございます。それと、助役につきましても、泉大津、岸和田が100分の25、収入役、教育長につきましても、岸和田市が100分の16.7ということになっております。それよりもさらに低い額で我々今回提案さしてもらっているわけでございます。ちなみに、大阪府下一番低いところは、田尻町が一番低い率ということで、今回提案をいたしております市長が100分の30、助役が100分の20、収入役、教育長が100分の15という率で提案をさしていただいております。

それと、一般職よりなぜ高いのかということでございますけれども、一般職におきまして退職金につきましても、国家公務員の支給実態に即して府下各市町村につきましても、多少のばらつきはありますけれども、ほぼ一定のルールといえますが、職員の退職手当に関する条例に基づきましてその制度化が図られている状況であります。

特別職につきましても、先ほど申しましたように職務の関係等の中で、府下各市町村も一定のルールによりまして条例化している団体が大部分でございます。条例化していないのは、熊取町だけということでございます。本市も今回この考え方で制度化を図ってまいりたいということで提案をさしていただいているものでございますが、先ほど申し上げましたように、今回の提案につきましては、府下最低の線での提案ということで御理解を賜りたいというふうに考えております。

それと、これまでの支給実績における算式と今回の条例における算式の差ということでございますけれども、まず市長につきましては、従来から支給していたものが一般職の例による分と加給金ということでございまして、48カ月で計算をいたしますと約1,300万、今回条例を提案している分につきましては、給料掛ける48カ月掛ける100分の30ということで、ほぼ同じ額の1,300万でございます。

ただ、今の向井市長につきましては、今回改正提案させていただいております条例附則にも載っておりますように、1期分が支給されておられま

るので、2期目に1期分と2期目を合わせて支給という形になるのかなと思います。そうなりますと、前回までの状況からいきますと、一般職の例による分については支給率が高くなってまいりますので、2期で合わしますと、やはり今回の条例では109万ほど低くなるのではないかというふうに積算をいたしております。

それと、助役につきましては、従来の分につきましては936万ぐらいの計算になるわけでございますけれども、今回の計算でいきますと748万程度と。収入役、教育長につきましては、従来の計算でいきますと680万程度でございますが、今回の提案では511万という形になります。

それと、任期毎に変えたということにつきましては、各市の条例を制定しているところの先進団体等を調査した中では、ほとんどが任期毎に支給をしているところばかりでございますので、今回泉南市もその形で任期毎、任期毎で清算をしていくという考え方で提案をさせていただいているものでございます。

それと、以前に加給金をもらわなかった人はいないのかということでございますが、かなり以前のところまでは調査いたしておりませんが、直近では現向井市長が助役から市長になって助役の退職金のときに、一般職の例による分のみということで加給金の支給はいたしておりません。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 大森君。

5番（大森和夫君） 支給の基準というのがはっきり出なかったんですけども、どのような支給率——率の根拠、先ほどの答弁の中で出てきたのは、一応市民感情も考慮に入れて低い目と、府的にも低い目と。その例に泉大津市の率が出されましたけども、率は確かに泉南市は低いんですけども、例えば給料はどうなのか。例えば、泉大津市と泉南市の給料、市長はどちらが多いかといいますと、これは泉大津市の方が給料は少ないわけですね。だから、率が低くてもそういうことを考えなければならぬと。助役にしましても、泉大津の場合は助役の数1人です。泉南市は2人です。それから、収入役におきましては、教育長も泉大津の方が1カ月の給料は安い。

ですから、率でいきますと、そういうような形で低いかもしれませんが、例えばそういう今もらってる給料の金額、それから助役の数、それから泉大津と泉南市と比べますと、皆さん御存じのように、泉大津の方が市民の数は多いですね。これは、市民の数と市長の給料と大体比例して構わないと思うんですよ。

そういうことを考えますと、決して低い額ではないと。府的に見てそんなに低いと一概に言えないと思います。そういう点を、率、率と言いますが、その辺をもうちょっとよく考えてこの率を決められたのか、そういう状況になってることをどうお考えか、お聞きしたい。

それから、市長に関しては、これは変わってないですよ。だから、市民感情のこととかいろんな市の状況を考えますと、これは市長みずから金額を下げるというのが、いいか悪いかわかりませんが、そういう姿勢を見せていただきたかなど。助役さんらはごっつい減るわけですけどね、市長に関していえば、従前のやつと変わらないということです。

それから、これは言われましたように、任期ごとが大阪府的には一般的ですけども、これは東大阪の例でありましたように、退職金を返してくれという今返還の裁判を起こしてありますね。これはなぜかという、これも退職金を東大阪市は通年ごとにもうてたんですけども、あの捕まった元市長は、任期ごとにしてその分は先にもらったから、刑事事件か何かの場合には返還せなあかんやつが、先にもらってるから元市長は返さない。ですから、裁判になると。そやから、今の流れでいうと、これは任期ごとから通年に変えていくのがいいんじゃないかと思います。

それから、任期ごとにするというのは、これは今まで、市長の例を出されましたけども、2期すれば、600万の退職金がもらえる、1期したら1,300万と。これは金額は1期ごとでしたら少ないですからね、市民感情も和らげられると、そういう意図があるのではないかと思うんですよ。通年でもらったらやっぱり多いなと。1期でも多いですよ。1,300万でも多いですよ。そやけど、通年じゃもっと多いと、そういう市民感情を考え

たんじゃないかと思うんです。

ですから、そういう意味でもう一度率の問題、それから市長の金額が変わってない問題、それから以前市長が助役から市長になられたときに加給金は要らないとおっしゃった、そういう理由を教えてくださいたいと思います。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 御承知のように、私、助役をしておりまして、その後市長になったわけですが、助役在任中の退職金については、一般職の部分と加給金の部分とあるわけなんです、この加給金については、私が助役からたまたま市長になったということもございましたし、直近でもありましたので、私としては、そのときも御質問があって答えておりますが、向井個人としては辞退をしたということと、市長の向井としては上程しないという判断をしたところでございます。

議長（藪野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 率の根拠が明確でないということでございますけれども、先ほども申し上げましたように、また3月の議会でも低い率で提案をしたいというふうに答えておると思いますが、そういう中で、従来から支給してきたものよりも上げないという考え方で今回提案をさせていただいております。

それと、各市とも比較しても、市の中では支給している市よりも低いということでございますから、泉大津の例を出されましたけれども、給料の額が市長の方が低いのではないかとございまして、特別職の報酬というのは、何年間に一遍見直しをしているわけでございますから、その辺で変わってきたりするわけでございますので、率できちっと整理しておいた方が後々いいのではないかと、率で整理をしたということでございます。

それと、任期毎の関係でございますけれども、実際には特別職の報酬につきましても、何年か間に一遍、従来から金額が上がってきているわけでございますから、任期毎にした方が今の考え方からいきますと支給額が少なくなくて済むのではないかなというふうに考えておるところでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたし

ます。

議長（藪野 勤君） 大森君。

5番（大森和夫君） 率でいえば、泉大津の例は私が出したんじゃないかと、その泉大津の例を出されてきたから、実際のそういう助役の数とか、それから給料の金額とかいえば、決して率だけで見るものではないということを指摘させていただいたわけです。

それから、前回の退職金のときに否決されましたけどもね、やっぱりこれ、そういう市民感情が受け入れられるかということが大事な問題だと思うんです。今、夏になってますけども、泉南市民の少なくない方は、ボーナスも出ない、仕事もないと、そういう大変な状況で今おられるわけですわ。

そういう中で、やっぱり4年間大変な仕事、御苦労なされたかもしれませんが、こういう一般職員に出してる退職金以上のものをいただくというのは、非常に市民感情に受け入れられないものがあるのではないかと、市長が助役のときに退職金を受け取らなかったというのも、同じ理由ではないかと思うんです。だから、そういうところをもうちょっと尊重していただいて、考えていただきたいと思います。

それから、財政の問題でいいますと、全部退職金が一度に出ることはありませんけども、4年ごとで市長から助役、教育長、収入役らを入れますと3,700万ぐらいの退職金が出るわけですよ。これは非常に大きな額で、泉南市の財政が大変なときに、これはほんまに見直す必要があるのではないかと思います。

この中期的財政展望が出てますけども、この中で言うてるのは、人件費が特に大変やということを盛んに言われてます。そういう意味でいえば、市長みずからやっぱり退職金問題、この財政問題を考えてもっと減らしていくと。泉大津の例を引きましたけども、決して安くなってないと。率だけは安いように見えますけどもね。いろんな条件から見ると、まだまだ削減できるのではないかと思います。

この中で言うてますけど、自主性を発揮するようにと書いてますわ。他市、他市と言うて他市を

比較するんじゃないなくて、他市も比較する場合に率でごまかすんじゃないなくて、もうちょっと削減、こういう財政面からも、それから市民の置かれてる状況から考え直すことができないのか、お答えをお願いいたします。

議長（藪野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 大森議員から再度の質問でございますけれども、当然今の経済情勢の中でございますから、やはり民間も非常に厳しいわけでございます。そういうことも我々頭の中に入れた中で、他市と比べても批判を受けることのないように、また従来から支給していた分よりも低い額で決めるという考え方で今回提案をさしていただいておりますので、御理解を賜りたいというふうに考えております。

それと、財政問題にも触れられたわけでございますけれども、当然特別職みずからも報酬については条例をつくった中で減額して対応しているわけでございますから、今後ともやはりその辺についても当然精査した中で対応していかなければならないというふうに考えておりますけれども、これは退職金でございますから、従来からも一定の考え方で支給さしていただいておりますので、その中でやはり理解を得るということで、一番低い考え方で提案をさしてもらったということがございますので、御理解をお願いしたいというように思います。

議長（藪野 勤君） 大森君。

5番（大森和夫君） 市長みずからとおっしゃられましたけれども、市長の場合には従前の条例の金額と同じ金額ですね。今度の条例でする分であれば、退職金の額は変わってないんです。これは市長みずからとは言えないと思いますよ。それをもうちょっと、市長みずからと言うならそれにふさわしい率にすべきではないんですか。

それと、前回の批判と、前回の加給金が否決されたのは、やっぱりお手盛りやという批判が強くあったからだと思うんですね。今の市民の状況もお話ししましたが、もっともっと市民の方の意見を聞くような形で、市民の意見を実際聞かれたのか。今言うたように、夏になればほんまにボーナスもない、仕事もないという市民がたくさん

おられるわけですよ。そういう方の意見が耳に入ってるのか、そういう意見を聞かれたのか、その辺をお聞きしたい。

それから、この中期財政展望の中にでも、幾つが財政難を乗り越える財政難の緊急対応策というのを書いてますけども、その中には例えば人件費、旅費の抑制という欄がありますけど、この中に例えば特別職の退職金制度を見直すとかが削減するとか、やっぱり入れるべきやと思うんですね。そやなかったら、ほんまにこういう市の財政が大変なときに、財政危機を何や市民サービスを切り捨てて乗り越えるんかと。市長ら退職金はいつも変わってない、減らす減らすと言うてるけども、従来どおりの金額もうてるやないかと。基準額が低いと言うけども、市民の数が多い泉大津と比べてみても、率は低いかもしれんけども、給料は多い、助役の数は多い、これじゃやっぱり市民の納得は得られないと思いますよ。これ、もう一度お答えください。

議長（藪野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 今回提案さしていただいておりますのは、先ほども申しましたように、市長、助役、収入役、教育長を含めた中で、総額では従来から加給金的な形と一般職の職員の例によるという形と比較いたしましても、額としたら我々としては下げてきているというふうに考えております。

それと、1回目の答弁でさしていただきましたように、各市の支給状況等を見た中で、やはり市の中では市長につきましても支給率は一番低い率を採用さしていただいたということがございますから、その辺で御理解をいただきたいというふうに考えております。

議長（藪野 勤君） 大森君。まとめてください。

5番（大森和夫君） これで最後にいたしますけれども、率では前回に比べて低いというのは、前回が高かっただけの話であって、これでは市民は納得しませんて。

泉大津の例を出されますけども、泉大津は泉南市よりも市民の数も多いんですよ。そこと率だけで比べてみて、何度も言いますが、給料も多いんですよ。そういうのは比較にならないと思いま

す。

それから、ほんとに中期の、こういう財政難の折に財政再建をするならば、そういう資格として、やっぱりみずから身を削って財政問題に取り組むということがなければ、そんな市民サービスを削除、そんな形での財政再建には市民は納得できないということを言いまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 十分中身の濃い質疑が行われましたので、ダブる部分は避けておきたいと思うんですが、この退職金というのは、一般サラリーマン、労働者にある制度でありまして、これは御存じのように入社して最後まで勤めた人に恩典、メリットがあるような制度になっとるわけですね。だから、当然途中でやめれば、会社都合でやめるよりははるかに低い金額しかもらえないという制度で、いわゆる長く働く人をその企業にとどめておきたいという、私はそういう性格を持つとるんではないかなと思いますね。

そして、今回の他市に倣って率は多少低い部分に合わせたようでありますけれども、こういう退職金を市長とか助役、教育長、収入役といういわゆる政治家という立場の方に払うというのは、いかがなものかと。根拠は他市でも出しておると、そういうことだと思うんですが、しかしどんどんこういうことが市民の前に明らかになってくると、とても理解の得られない部分の最重要部分じゃないかなと私は思います。

特に、財政問題で市長の責任というのは重大なんです、こういう財政状況を生み出したというのは、だから、これがもし加給的に加算的に出されるんだったら、逆に報酬を下げろという、そういうように発展する内容を持つとるんですね、いいとき御苦労さんでしたというんで払うんであればですね。

そういうことは、市長もある意味でやはり給料生活者ですから、それは自分の生活が成り立たないわけですけども、こういう不安定な退職金というようなお金をやはり高額に出すというのは、私は絶対にこれは続いていく制度じゃないと思います。だから、報酬という形で市民の前に市長は9

1万という、それが少なければそこで勝負をするという、明確にやっぱり市民の前に額がわかることで、市長の立場が常に市民から監視され、市民から見守られておらなければならぬ。そういうことが私は報酬制度だと思うんですね。

そういう点で、私は理想的にこの退職金というのは廃止をする方向にあるのは間違いないと思うんですね。しかし、急に廃止できないということで、今こういう形になっとりますけども、そういう点で市長の退職金、そういう4年しか任期のない市長に対して、この退職金制度が今なお残っておるということについて、将来こういうものはどういう形をとることが必要かという市長の考え方をひとつ聞いておきたいと思います。

市長は市長になったときに、明確に加給金は自分も請求しなかったし、市長としても提案しなかったということを明確に言ったわけですから、政治家は一貫性、自分の信念に基づいて行動すると思いますんで、そういう点で市長の退職金に対する考え方をまず聞いておきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 特別職についても、当然退職金というものが必要だというふうに考えております。ただ、御指摘いただきましたように、府内一覧を見ていただきましたらわかるように、一番多いのは東大阪ですか、170という非常に大きな額になっております。かなりばらつきもあるかというふうに思います。ですから、私どもはやはり今の時代、あるいはこれからの時代を見据えて、できるだけ低く抑えるのがいいというふうに判断をいたしまして、100分の30ということの府下で最低ということになっております。

ですから、高額のところについては、今後やはり一定見直しというものはあり得るかもわかりませんが、制度そのものについては、必要だというふうに考えております。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 市長の結論は必要であるという、そういう結論だと思うんですね。だから、報酬があって期末手当があって退職金という、こういう3つの出し方があるわけなんですけども、我々も議員ですけども、払った報酬については、

生活にももちろん使いますが、その中で十分に務めを果たしてもらいたいということでお金が払われるわけですね。

退職金というのは、基本的には今度は任期ごとに払いますが、退職して終わった後に払うわけですから、それは御苦労さんという性格の金だと思うんですね。そういう御苦労さんということがあるのであれば、その市長が今回も事件を起こせば当然退職金の返還運動が起こるとるように、そういう動きがあるように、そういう功労金ということであれば、その市長のやったことについて、マイナス評価もあり得るといことなんですよ。それはちょっと実際、お金を払ってしまってから金を返せというのは、なかなか大変な問題だと思いますね。

そういう点では、そういう功労的なもの、務めて当然であって、そのために報酬を払い、4年に1回市民の審判を受けるわけですから、功労というのはあって当たり前なんですよ、それは。じゃ、一体なんのためにこのお金を払うかということです。先ほども言ったように、一般の労働者であれば、やはり日本は終身雇用制ということで、そう会社に入ったりやめたりしてもらったら会社としてもぐあい悪いという中で、政策的なこととして退職金というのを企業が持ったと思うんですね。それを我々どんどん議会にいろんな人が入ってきて、市長がこういう高額な退職金をもらっていることは、一般市民は余り知らないですよ。

そういう点で、どんどん市民の前に市長という政治家の金銭的な待遇が明らかになればなるほど、おかしいものについてはやっぱり許さないという、そういう雰囲気が上がってくると思うので、市長の退職金は必要であるという、そういう基本的認識を持っておるのであれば、私は市長がかつて加給金を請求しなかったということは、一体どういうためにやったのかなと、そういうことを思わざるを得ません。そういうことをほんとに思っているのであればね。

しかし、そういう必要だということの根拠づけは全くないわけですから、私にはそれは納得できません。金額が低けりゃいいという問題じゃなしに、それは報酬という形で決められるわけですね、

議会の議決を得て。これは何もちゃんと議論してやるわけですから。しかし、そういう退職金という勤めた年月に月額を掛けてやるというのは、何にも市民の前にはすぐには返ってこないわけですから、私は退職金というのは払うべき性格でないだろうと。4年しか勤めないわけですからね、そういう人に退職金というあり方は、私は矛盾があると思います。だから、市長の考えはとて納得できません。

それと、中身に入っては、市長は現在、報酬は91万円ですね。助役は78万円、教育長と収入役は71万円という、ここにも報酬の格差がある上に、今度出す率においても格差をつけると。これは絶対額にするとすごく差ができるわけですね。だから、報酬が同じであれば、僕はある意味ではわかると思いますが、報酬にも差がある限り、私は率を同じにするという、そういう整合性が要ると思うんですね、整合性の問題として。それはどう考えとるんですか。報酬に差があって、しかもまた率でも差をつけるという、こういうあり方はどういように納得したらいいんですか。

議長（藪野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 従来からもそういう提案の仕方提案をさしてきていただいたわけでございますけれども、各市も全部差がございます。条例を制定しているところについても、全部差がございます。これは考え方としては、職務の複雑性、困難性、責任の重大性等によつての差というふうに我々は認識をいたしておるところでございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 全くこれは納得できないですね、そういう説明では。先ほどの議論にもありましたけども、どんどんこれが地方分権、地方が独自に自主的に物を考えていかないとけないときに、すぐ他市並びで物を発想される。市長、ほんとに自主性というのはうちの市にはあるんですか。こんなことぐらいは市長で決められるわけですから、他市がどうだというんじゃなしに、これがいいのであればちゃんとした説明をしてくださいよ。もう少しやっぱり市独自でこのことをきちっ

と考へて出していただきたいと思ふんですね。今の中谷市長公室長の説明では、全然納得しないですよ。議会に対する答弁がまずいと思ふですよ、そういう答弁では。議長、ちゃんとやってください。なぜ、そういう報酬に差があつて、出す率にも差をつけるのかということですよ。

議長（藪野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 先ほど申しましたように、そういう責任の度合いというんですかね、責任の重大性、職務の困難性、複雑性等がやはり加味されるべきだといふふうに考へておりますし、市としても自主性があるのかどうかということでございますけれども、各市横並びでこういう条例をつくつてゐる中でございますけれども、泉南市としても各市よりも低い額で提案すべきだと。今の情勢からいくと、退職金は必要だといふふうに考へておりますけれども、やはり今の経済情勢からいくと低い額でないといけないという考へ方でございますから、各市横並びというわけではないということ御理解を賜りたいと思ひます。

議長（藪野 勤君） —————小山君。

2番（小山広明君） 説明になつてないんですね。僕、何回も質問して平行線という話じゃない。質問にちゃんと答弁してくださいよ。報酬にも差をつけるとるんですよ。なぜそこにダブルで退職金を出すのにも差をつけないかんのか。すっきりわかりやすいようにすべきだと思ふんですね、それは。

だから、あなたは抽象的に職務のいろいろ責任の度合いも違ふからと。それで報酬に差をつけるとるんじゃないんですか。また、退職金でも差をつけると。こういうあり方は、私はみんな一体感とか連帯感を持ってないと思ふんですよ、こういうあり方では。

このことはちゃんと御答弁いただきたいのと、それから府から助役で来ていらっしゃる方には、助役であつて4年の任期しかない中で半分勤めるわけですね。その助役には全然出さないと。じゃ、あなたは職務としていろいろ大変だといふことを言いながら、府からせつかく来て助役として一生懸命頑張つとる方ですよ。その方には今度はそれを出さないと。やっぱりそういう矛盾が起きてくるわけですよ。

だから、そういう退職金ということやるんじやなしに報酬でやれば、府から来ている助役でも、泉南市の職員さんから上がった助役さんでも、同じ報酬をもらつとるわけですよ。何にも差はないでしょう。

そういうようにすっきりと、現在の業務に働くに足るちゃんと報酬を払うということですよ。私がこの特別職に対する対応の仕方だと思いますよ。退職金なんていうのは、やめてから基本的には払うわけですから。もう少し市民が納得できるような、そういう提案の仕方をぜひしてもらいたい。

もう答弁をきちつとしてもらつたらそれでいいですから、後で意見で言ひますけれども、今の言ひなぜそういう2つのことに差をつけるのかについてはきちつとやってください。そんなこと深く考へんと、とにかく他市がやつとるからやりましたんやといふならそれでもいいから、正直にちゃんと答えてくださいよ。

議長（藪野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） なぜ差をつけるのかということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、当然報酬についても市長、助役、収入役、教育長等では金額的に違ひます。一般職につきましても、管理職になる人とならない人もありますけれども、給料によって号級が違ひますから、退職時には給料が違ふということが事実あるわけですね。

ですから、そういう中で、私先ほど申しましたように、やはり責任の重大性等、非常に厳しい仕事をしてゐる中で、その度合いに応じて給料も変わつて来るといふことでございますから、退職金につきましても、一般的に各市もそういう形で取り扱つておりますけれども、我々としてもそういう考へ方でその取り扱いをさしていただいたということでございます。

それと、大阪府から来られておる助役に退職金がないかということでございますけれども、今回のこの条例の中で、今回大阪府から来ていただひております助役さんにつきましても一部入つておりますけれども、これは泉南市の方で退職したと。来ている間に退職された場合の支給の関係で

ございます。大阪府へ帰られたときには、大阪府で職員であった期間と向こうであと勤務した期間について、通算で他の団体の方で支給されるという規定がございますので、支給する根拠が出ないということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

議長（藪野 勤君） 質疑途中でございますが、お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりますが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明13日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明13日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日は、これをもって延会といたします。御苦労さんでした。

午後4時52分 延会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 藪 野 勤

大阪府泉南市議会議員 真 砂 満

大阪府泉南市議会議員 和 気 豊